

川西市男女共同参画プラン

男女の自立と平等による共同参画をめざして

平成15(2003)年

川 西 市

はじめに

男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築くうえで不可欠です。平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されるなど、男女共同参画社会の形成に向けた法律や制度等の整備が進められています。しかし、ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、まだ解決しなければならない課題が数多く残されています。

川西市では、平成5(1993)年に策定された「川西市女性プラン」に基づき、すべての人が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、諸施策の推進に努めてまいりました。

このプランが平成15(2003)年3月をもって計画期間を終了することから、川西市女性問題懇話会において、市民意識調査など市民の皆様の声を踏まえながら、めざすべき方向性やその具体的方策について総合的に検討をしていただきました。

平成14(2002)年2月に、その懇話会から第2期の行動計画に対する提言を受け、この度「川西市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、男女の自立と平等による共同参画社会の実現をめざして、行政はもとより市民の皆様や企業、関係団体の方々とともに、このプランの着実な推進を図っていきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、また策定に多大なご尽力を賜りました川西市女性問題懇話会の方々に心からお礼申し上げます。

平成15年3月

川西市長 **榮生 達**

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
計画策定の趣旨	1
計画策定の背景	1
計画の性格	2
計画の期間	2
計画の推進	3
計画の基本体系	5
第2章 基本理念	6
計画の概念図	
第3章 基本目標と基本課題	
基本目標 1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進	9
基本課題 1 学校園等における男女平等教育の推進	10
基本課題 2 家庭・地域・職場における学習機会の整備	11
基本課題 3 人権意識を高めるための啓発活動の充実	12
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	16
基本課題 4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進	17
基本課題 5 地域社会への男女共同参画の促進	18
基本課題 6 国際的連携による男女共同参画社会の促進	19
基本課題 7 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実	20
基本目標 3 女性の就業促進と労働条件の整備	24
基本課題 8 女性の職業能力の開発と就業促進	25
基本課題 9 職場の男女平等の確立と労働条件の整備	26
基本課題 10 労働福祉の充実	27
基本課題 11 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正	28
基本課題 12 自営業等における労働環境の整備	29
基本目標 4 性と生殖に関する健康と権利の増進	32
基本課題 13 母性の保護と母子保健の充実	33
基本課題 14 男女のライフステージに沿った健康づくり	34
基本目標 5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備	36
基本課題 15 高齢者等が安心して暮らせる条件整備	37
基本課題 16 女性に対するあらゆる暴力の根絶	38
基本目標 6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進	40
基本課題 17 男女共同参画施策推進体制の充実	41
基本課題 18 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実	42
基本課題 19 市民力の形成	43
第4章 「男女共同参画プラン」進捗に係る主な指標	46
資 料	
1 「川西市女性プラン」の総括	50
2 市民公聴会の概要	57
3 川西市女性問題懇話会設置要綱	65
4 川西市女性問題懇話会委員名簿	66
用語解説	
男女共同参画キーワード 用語解説	67

本文中、_____を付した語については、男女共同参画キーワード 用語解説 参照。

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

川西市では、平成5(1993)年に「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」を、平成10(1998)年には「川西市女性プラン～男女共同参画社会実現のために～」(改定版)を策定し、男女が性別に関わらず個性と能力を発揮し、生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて様々な取り組みを進めてきました。

この10年間に、男女平等に関する社会状況や人々の意識・くらしは急速に変化してきています。とりわけ、平成11(1999)年6月23日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」の制定の意義は大きく、わが国の男女共同参画に向けた取り組みは新たな段階に踏み出したといえます。

本市では、社会経済情勢の変化や男女平等をめぐる国内外の動きを勘案しながら、市の理念やめざすべき方向を明らかにし、施策を総合的に推進するために第2期計画を策定することとしました。策定にあたっては「川西市女性プラン」の成果と課題を検証し、市民意識調査の結果や市民公聴会等の意見を踏まえるとともに、平成14(2002)年2月に提出された川西市女性問題懇話会からの提言の趣旨をできる限り尊重しました。

計画策定の背景

1 世界の動き

「国際婦人年」昭和50(1975)年と、それに続く「国連婦人の10年」以降、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な取り組みが進められてきました。

平成7(1995)年に北京で開催された 第4回世界女性会議では、12の問題項目からなる宣言及び行動綱領が採択されました。また、平成12(2000)年6月には、国連特別総会 女性2000年会議がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2 国の動き

国連を中心とした世界的取り組みと連動して、我が国の男女共同参画社会への取り組みは進められています。平成12(2000)年12月には、女性2000年会議の成果も踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」(平成8(1996)年)の内容を基礎として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年)の制定をはじめ、平成9(1997)年の「男女雇用機会均等法」改正、平成13(2001)年の「配偶者からの暴力防止・被害者保護法」(「DV防止法」)制定など、男女共同参画推進に向けた法制度の整備が進められました。

3 兵庫県の動き

兵庫県では昭和60(1985)年に「ひょうごの婦人しあわせプラン」が策定されました。平成2(1990)年、それを改定した「新ひょうごの女性しあわせプラン」のもと、県立女性センターの設立をはじめ様々な取り組みがなされてきました。平成8(1996)年には同プランの「後期実施計画」が策定され、施策が推進されてきましたが、平成13(2001)年3月に計画期間

が終了することと男女共同参画社会基本法が成立したことを受け「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン 21 - 」が平成 13(2001)年 3 月に策定されました。また、平成 14(2002)年には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

4 川西市の動き

本市においても、昭和 62(1987)年に「婦人センター」を設置しました。平成元年(1989)には女性政策の専管組織として「婦人対策担当」を設け、男女平等に向けての政策が本格的にスタートしました。

平成 5(1993)年に「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」を策定し、男女平等にかかる様々な取り組みを推進してきました。また、平成 9(1997)年には国内外の動きや社会状況の変化に対応した施策を進めるため、この女性プランの見直しを行いました。

そして、平成 10(1998)年度から平成 14(2002)年度を計画期間とする「川西市女性プラン～男女共同参画社会実現のために～」（改定版）を策定し、同プランに基づき男女共同参画社会の実現のための 5 つの基本目標と 120 の具体的施策について取り組みを進めてきました。また、平成 12(2000)年 7 月に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、本市の実態及び市民の意識を調査しました。

以上の取り組み経過を踏まえ、平成 14(2002)年 2 月には、女性問題懇話会から「男女共同参画プラン」策定に向けての提言「男女の自立と平等による共同参画をめざして」が提出されました。

計画の性格

1 この計画は、「川西市女性プラン」の後継計画として位置付け、同プランの継続して取り組むべき課題と社会情勢の変化等により新たに生じた課題を示し、本市の基本的方向や具体的施策を明らかにしたものです。

2 この計画は、「第 4 次川西市総合計画 川西こころ街計画 2012」に基づく計画であり、市が策定した他の計画との整合性を図りながら、横断的かつ総合的に推進するものです。

3 この計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民、企業、各種団体、市民グループ等様々な主体が積極的かつ自主的な取り組みを進めることが大切です。そのため、各主体に対してもこの計画の趣旨に基づく参画と協働を求めるものです。

計画の期間

平成 15(2003)年度から 24(2012)年度までの 10 年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化に対応した施策を効果的に推進するために、中間年にあたる平成 19(2007)年度に見直しを行います。

本文中、_____を付した語については、男女共同参画キーワード 用語解説 参照。

計画の推進

1 男女共同参画に関する施策は、広範多岐にわたっており、計画に基づき各種施策を整合性を持って総合的に推進する必要があります。このため、計画の推進については市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、相互に連携を図りながら全庁的に取り組みます。

2 計画の実効性を高めるため、推進の主体は施策を担当する関係所管にあるという認識を深め、適切な進行管理に努めます。進行管理にあたっては、具体的施策の進捗状況及び「男女共同参画プラン」の進捗に係る主な指標」を毎年度調査し、公表します。

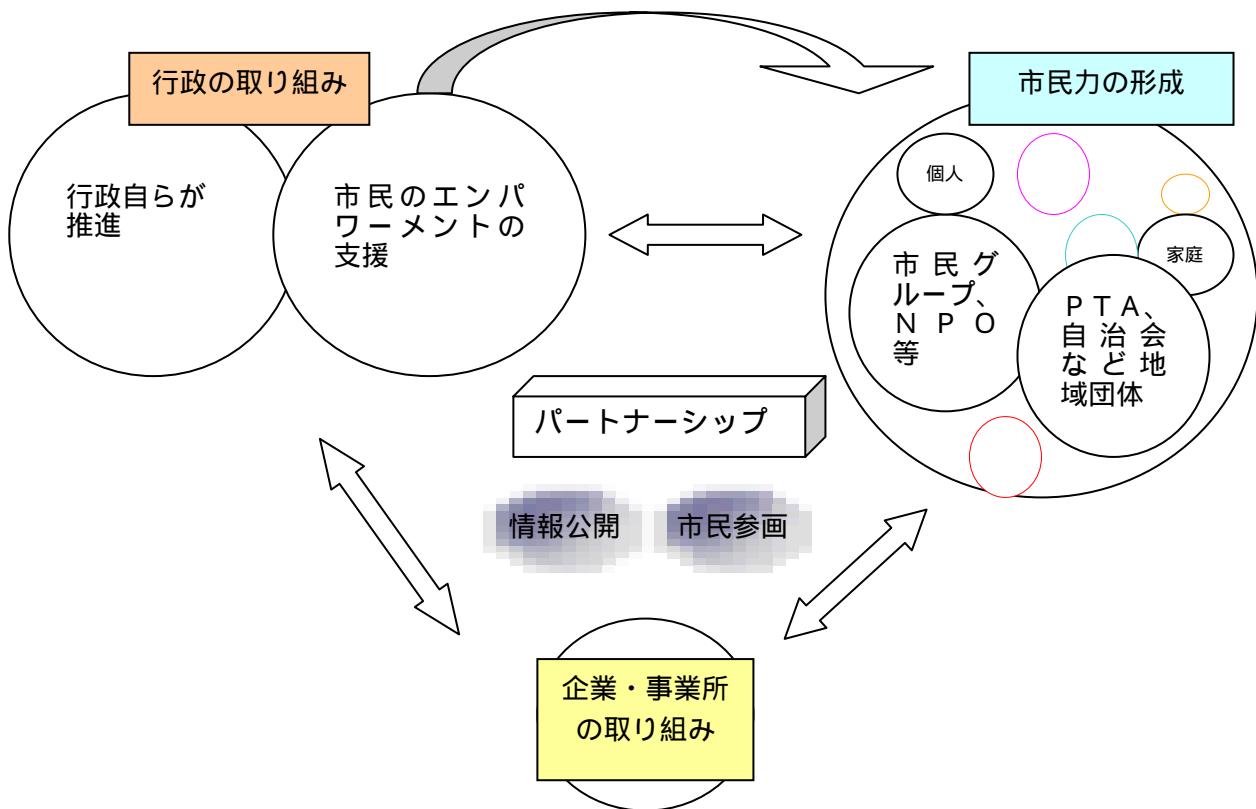
同指標の項目についても毎年度見直し、より適した指標に入れ替え又は追加します。

3 計画の重点施策を設定します。

重点施策は、緊急かつ重要で複数所管の連携を要するものを原則とし、行政自らが推進すること、市民のエンパワーメントの支援、市民の力を必要とすることの3つの視点から設定します。

毎年度、進捗評価を行い、達成できたものは新たな重点施策と入れ替えます。

平成15(2003)年度に設定する重点施策は、表のとおりとします。重点施策の期間は、中間年にあたる平成19(2007)年度までのできるだけ早い時期とします。



「市民力」とは

女性問題懇話会からの提言で出された言葉。市民がジェンダー問題解消等の視点から、男女共同参画社会の実現に向けて、市民活動・地域活動などに積極的に参画し、人と人、グループ間のネットワークを拡大するなど、地域を担っていく力を付けることが重要になります。市民が地域を担っていく、この力を「市民力」といいます。

重点施策

行政の取り組み				所 管
行政自らが推進する施策	市民のエンパワーメント支援施策 （「市民力」の形成）	必要な市民の力（「市民力」）		
基本課題 1 学校園等における男女平等教育の推進				
男女混合名簿を学校・幼稚園・保育所で実施する。 施策番号3 男女平等教育推進研究校を設置し、推進を図る。 施策番号6	保護者対象の研修会などいろいろな機会をとらえたジェンダー問題研修・啓発を実施する。 施策番号15 研究校における取り組みの積極的公開など家庭、地域と連携し啓発を図る。 施策番号8	保護者、地域の理解と協力	男女共同参画・市民活動推進課 福祉推進室 すこやか子ども室 学校教育室 教育情報センター 青少年センター 人権・地域教育推進室 関係課	
基本課題 4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進				
審議会等への女性委員の登用率について40%を目標値とし、30%の早期達成をめざすとともに女性委員のいない審議会等の解消に努める。 審議会等の状況を精査し、クォータ制度（割当制）等の導入を検討する。 施策番号30	女性の政治等への参画促進のための学習機会を充実し、人材の発掘・育成、女性のエンパワーメントを図る。 施策番号16・17・31 129	市民公募委員等へのあらゆる世代の積極的参画	政策室 男女共同参画・市民活動推進課 男女共同参画センター 関係課	
基本課題 7 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実				
ジェンダー問題の視点をもった保育ボランティアの育成を図る。 施策番号48	保育サポーター養成講座等の開催、新規グループ支援、既存の保育ボランティアグループ・人との連携に努める。 施策番号48	保育サポートグループの立ち上げ、NPO法人化、保育サービス関連会社の起業	男女共同参画・市民活動推進課 男女共同参画センター 福祉推進室（社会福祉協議会） 公民館 関係課	
基本課題 16 女性に対するあらゆる暴力の根絶				
女性のための相談事業を充実し、ドメスティック・バイオレンスに対応できる体制を整備するとともに警察をはじめとする関係機関の連携を強化する。 施策番号111・128	女性に対する暴力を根絶するための啓発・学習を推進する。 施策番号109・110	サポートグループやシェルター等の立ち上げ	男女共同参画センター 公民館 関係課	
基本課題 17 男女共同参画施策推進体制の充実				
庁内男女共同参画モデル化推進プロジェクト（仮称）を立ち上げ、庁内体制の整備を図る。 施策番号122 男女共同参画推進のための条例の検討を行うとともに条例制定に向けた市民意識の醸成を図る。 施策番号121	プランの進捗状況を定期的に公表し、市民がチェックする機会を設ける。 施策番号118・119 条例制定の意義、必要性を考える学習機会を設ける。 施策番号121	男女共同参画政策への関心の高揚と積極的参画 条例制定に向けて市民参画の気運醸成	職員課 男女共同参画・市民活動推進課 男女共同参画センター 関係課	

計画の基本体系

男女の自立と平等による共同参画をめざして

基本目標	基本課題	施策の方向
1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進	1. 学校園等における男女平等教育の推進	(1) 学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進 (2) 男女平等の進路指導、労働観教育の推進 (3) 人権尊重に基づいた性教育の推進 (4) 教員研修の充実
	2. 家庭・地域・職場における学習機会の整備	(1) ジェンダー問題に関する市民及び市職員の学習機会の充実 (2) 女性の政治等への参画促進のための学習機会の充実 (3) ジェンダー問題に関する職場研修に向けての働きかけ (4) 公民館・生涯学習センター等における男女平等教育の拡充と施設間の連携の推進 (5) 地域における男女平等教育の推進と男性の学習の促進
	3. 人権意識を高めるための啓発活動の充実	(1) 女性の人権擁護のための啓発活動の充実 (2) 「人権教育のための国連10年」の継続的取り組み
2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	4. 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進	(1) 政策・方針決定に関わる審議会等への女性の参画促進 (2) 女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用促進
	5. 地域社会への男女共同参画の促進	(1) 自治会等地域に根ざした市民活動への男女対等な参加・参画の促進 (2) 男女共同参画を促進する地域の施設の整備・改善
	6. 国際的連携による男女共同参画社会の促進	(1) 国際交流・協力のための会議等への女性の参加促進 (2) 市内在住外国人等への支援 (3) アジア諸国や開発途上国等のジェンダー問題についての啓発・学習の推進
	7. 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実	(1) 少子化社会に対応した子育て環境の整備 (2) 家族介護中の男女の社会参加を可能とする支援ネットワークの整備
3 女性の就業促進と労働条件の整備	8. 女性の職業能力の開発と就業促進	(1) 女性の職業能力の開発の推進 (2) 女性の起業への支援
	9. 職場の男女平等の確立と労働条件の整備	(1) 職場での男女平等を推進するための積極的格差是正政策の強化 (2) 市職員の男女平等雇用の推進 (3) 企業・事業主に対する男女均等な待遇確保の周知徹底 (4) 家族的責任をもつ男女労働者への仕事と家庭生活の両立支援 (5) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組み (6) 労働相談の充実
	10. 労働福祉の充実	(1) 小規模事業所における労働福祉の充実 (2) 働く女性の健康の維持増進
	11. 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正	(1) パートタイム労働者等の労働条件の向上 (2) 積極的格差是正政策の必要に関する事業主への啓発 (3) ワークシェアリング導入に対応した労使双方への意識改革の促進 (4) 非典型的就業に関する国際条約の批准について国への働きかけ
	12. 自営業等における労働環境の整備	(1) 農林業、自営業で働く女性の地位向上の推進 (2) 家族経営協定の普及促進
4 性と生殖に関する健康と権利の増進	13. 母性の保護と母子保健の充実	(1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発の推進 (2) 母性の保護と母子保健の充実
	14. 男女のライフステージに沿った健康づくり	(1) 男女の健康とスポーツの増進 (2) 思春期、成人期、高齢期の健康づくりの支援 (3) 薬物乱用防止対策の推進
5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備	15. 高齢者等が安心して暮らせる条件整備	(1) ひとり親家庭(母子・父子)の自立支援と福祉の充実 (2) 障害者・高齢者家庭等の自立支援と福祉の充実 (3) 高齢者等の公的住宅入居支援の推進
	16. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を根絶するための相談やカウンセリング等理解促進のための基盤づくり (2) 夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (4) 性犯罪、ストーカー行為、買春への対策の推進
6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進	17. 男女共同参画施策推進体制の充実	(1) 庁内の連携強化による施策の総合的推進 (2) 県・他市町との連携強化 (3) 市民による推進状況チェック機能の整備 (4) 政策に関する相談体制の整備 (5) 男女共同参画推進のための条例の早期検討 (6) 男女共同参画のモデルとしての庁内体制の整備
	18. 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実	(1) 男女共同参画センターの機能拡大・事業の充実 (2) 男女共同参画センターに専門職員の配置 (3) 相談関係機関のネットワークシステムの確立
	19. 市民力の形成	(1) ジェンダー問題に取り組むNPO、NGO、市民グループの支援と登用 (2) コミュニティ・ワーカーの養成と配置

第2章 基本理念

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが、女性差別撤廃条約をはじめとした国際社会における取り組みとも連携しながら進められてきました。

そして、平成11(1999)年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法では

男女の人権の尊重
社会における制度または慣行についての配慮
政策等への立案及び決定への共同参画
家庭生活における活動と他の活動の両立
国際的協調

の5つの基本理念を規定しています。さらに、国、地方公共団体及び国民の責務について、それぞれが果たすべき役割が定められています。

この計画は、男女共同参画社会基本法を踏まえることを前提に、川西市の計画全体の目標として「男女の自立と平等による共同参画をめざして」を掲げています。

その実現に向けて、以下の5つを基本理念とし、基本目標、基本課題、施策の方向を設定し、取り組みを推進します。

1 積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）の推進

基本法では、男女共同参画を推進する社会システムの構築に向けて地方公共団体が講ずべき施策の中に 積極的格差是正政策が含まれることが明記されており、具体的な措置を講じていく段階にきています。

男女が共にあらゆる分野に参加・参画できる社会に向けて、政治、政策方針決定過程、地域社会、労働、教育などあらゆる場で積極的に男女間の参画格差を是正する施策を強化していく必要があります。

2 ジェンダー問題に敏感な視点の組み入れ

「女らしさ」「男らしさ」といった性による固定的な「らしさ」を払拭し、個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会に向けた取り組みが求められます。

男女の人権が尊重され、男女がそれぞれ経済的、生活的、精神的に自立できる社会に向けて、あらゆる施策にジェンダー問題に敏感な視点を組み入れることが重要です。

ジェンダーは、社会のあらゆる場面やシステム、人々の意識の中に根強く存在しており、ジェンダー問題に敏感な視点を持つよう意識的に取り組むことが必要です。

3 エンパワーメント

女性たち自身が力をつけ、連帯して行動することによって社会を変えていこうとする「エンパワーメント」の重要性は北京宣言の各所に明記されました。あらゆる分野の意思決定の場への参画に向けたエンパワーメントが求められます。学習機会の拡大や学習の結果を行動へ結びつけられるような環境を整備し、さらに、男女共同参画に向けた市民や団体の活動を支援するなど市民のエンパワーメントに向けた取り組みが必要です。

4 法的識字能力（リーガル・リテラシー）の強化

男女共同参画社会基本法をはじめ男女雇用機会均等法の改正、配偶者からの暴力防止・被害者保護法（DV防止法）の成立など男女共同参画の実現に向けた法制度等の整備が進められています。

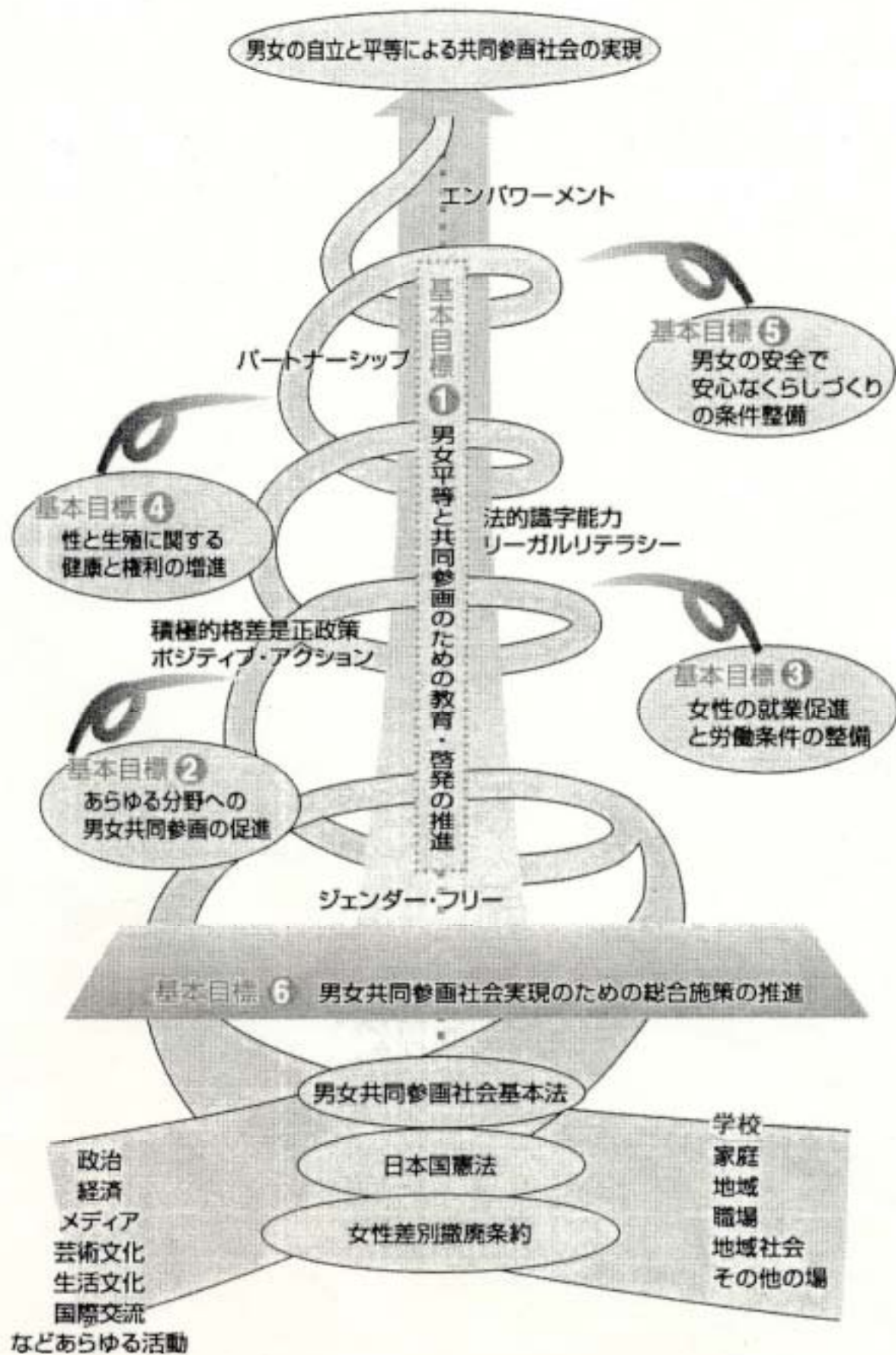
自分を取りまく法律や制度の存在を知り、その内容を理解し使いこなす能力すなわち法的識字能力が、女性のエンパワーメントにもつながります。人権を守るためのあらゆる法や制度を学ぶ機会を増やすことが必要です。

5 パートナーシップの推進

第4回世界女性会議における日本の代表演説で、柱の一つとして「対等なパートナーシップ」が述べられましたが、家庭、地域、職場などあらゆる場で男女の対等なパートナーシップを確立することが求められます。

また、男女共同参画社会は行政だけで実現できるものではなく、市民一人ひとりの意識や行動、企業や団体などあらゆる主体の努力と相互の協力によってなされるものです。行政と市民団体とのパートナーシップ、農林産業や商工業等自営業の家族経営におけるパートナーシップ、自主的に新たな活動を展開している NGO、NPOと既存の企業とのパートナーシップなど互いの連帯の重要性が更に増してくると考えられます。

計画の概念図



第3章 基本目標と基本課題

基本目標 1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進

平成 1 1 (1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女平等の社会づくりに前進が見られましたが、実質的な平等の実現には、なお多くの取り組みを必要としています。特にジェンダー問題に敏感になり、その問題を克服するための教育・啓発には多くの工夫が必要です。

平成 1 2 (2000)年に川西市民を対象に行われた「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という)の結果を見ても、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識について、「同感する」と答えた人は、女性で 15.4%、男性で 27.3%であり、平成 8 (1996)年に比べて、変化が乏しい状態にあります。平成 2 (1990)年から平成 8 (1996)年にかけては、もっと変化が見られました。平成 1 2 (2000)年の総理府の調査に比べても、川西市の場合、性別役割分担意識を持つ人が多く見受けられます。

それぞれの市民が個性を活かし、住みよいまちをつくるためにも、あらゆる機会・場所でジェンダー問題に関する学習が進められ、男女共同参画がなされるように努めなければなりません。学校園はもとより、家庭、地域、職場で、男女ともに学ぶ機会をさらに整えていきます。

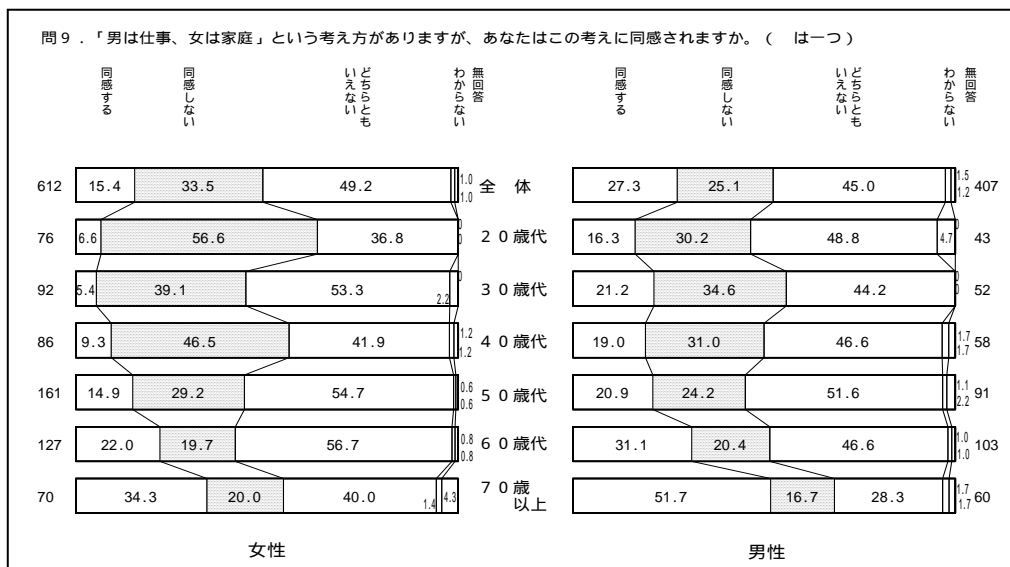
平成 1 2 (2000)年に制定された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律も活用しながら、教育・啓発にあたり、人権が尊重され、男女がともに生き生きと生きることのできる社会を築くことが課題です。男女共同参画を進めるあらゆる分野の施策と関連させて、教育・啓発を推進します。

基本課題

1 学校園等における男女平等教育の推進

2 家庭・地域・職場における学習機会の整備

3 人権意識を高めるための啓発活動の充実



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成 1 2 (2000)年 7 月

基本課題 1 学校園等における男女平等教育の推進

男女平等教育は、幼少の頃から行われる必要があります。そのため、子どもの教育にあたる親や教師が、ジェンダー問題を意識化し、その解決に積極的に取り組むことが重要です。男女別名簿でなく、混合名簿を採用する学校園も増えてきましたが、さらにそれを促進し、性によって規制するのではなく、個性を伸ばすことに力を入れ、男女ともに多様な進路を主体的に選び取ることができるように育てることが課題となっています。

学校園では平等な教育が行われているように見えても、教師の言動や進路指導、生活指導など、さまざまな教育活動の中で「隠れたカリキュラム」として性別役割分担意識をもたらすものがしばしば見受けられ、従来の性別役割を超える観点に立つことが求められます。

これからの社会を考えると、男女とも自立と就労を支える教育が大切になります。労働観を確立する教育を進めることが必要です。また、性教育についても、人権尊重の観点から行い、性に関する固定的な観念の打破を図ることが求められます。

平成14(2002)年3月に策定された「学校園における男女平等教育のガイドライン かがやき ~ジェンダーフリーへの気づき~」に基づき、教員研修や性教育、労働観・生き方の指導等の見直し、推進を図ります。

施策の方向

- 1 学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進
- 2 男女平等の進路指導、労働観教育の推進
- 3 人権尊重に基づいた性教育の推進
- 4 教員研修の充実

基本課題 2 家庭・地域・職場における学習機会の整備

ジェンダー問題に関する学習は、まだ多くの人のものになっているとはいえません。特に男性の学習機会が少ない状況にあります。そのことが、家庭や地域で男性は意思決定に関わっていても、一般的な活動への参加は弱く、一方女性は諸活動に参加していても、平等な参画に至っていないことにつながっています。また、多くの職場では、もっぱら女性が仕事と家庭の両立に悩み、管理職に就いている女性が少ない状態です。このことによって、男性も家庭生活や地域生活が不十分なものになりがちで、人間としての幅が狭いものになりやすいのです。自立と就労を支える教育・啓発が大切です。

男女共同参画センターはもとより、公民館の学級・講座、生涯学習センターのコースやオープン講座などで男女平等教育を進め、ジェンダー問題への市民の取り組みを促進するとともに相互連携を強め、効果的な学習が展開されるようにすることが課題です。地域の諸団体でも、積極的に男女平等教育を行うことによって、男女共同参画を実現しなければなりません。コミュニティ協議会や自治会の中には、人権部をそなえたところもあり、男女共同参画の学習においても大きな役割を果たすことが期待されます。地域における学習機会の整備や教材開発等、特に男性の学習を促進します。また、政治への男女共同参画はまだ低い段階にあり、女性の政治参画を促進するための学習機会の充実を図ります。学習が社会参画や自立に結び付くような施策についても展開します。

市職員のジェンダー問題学習も一層の充実を図り、男女平等の観点に立って職務を遂行することができ、そのための庁内体制を整えることができるように、すべての職員に学習の機会を提供していきます。企業等においても、ジェンダー問題についての職場研修が行われるよう、特に職場の長が充分理解できる研修がなされるように働きかけることが課題です。ボランティアとして活躍する人を対象とする研修や、様々な場でジェンダー問題についてのリーダー養成を行います。

施策の方向

- 1 ジェンダー問題に関する市民及び市職員の学習機会の充実
- 2 女性の政治等への参画促進のための学習機会の充実
- 3 ジェンダー問題に関する職場研修に向けての働きかけ
- 4 公民館・生涯学習センター等における男女平等教育の拡充と施設間の連携の推進
- 5 地域における男女平等教育の推進と男性の学習の促進

基本課題 3 人権意識を高めるための啓発活動の充実

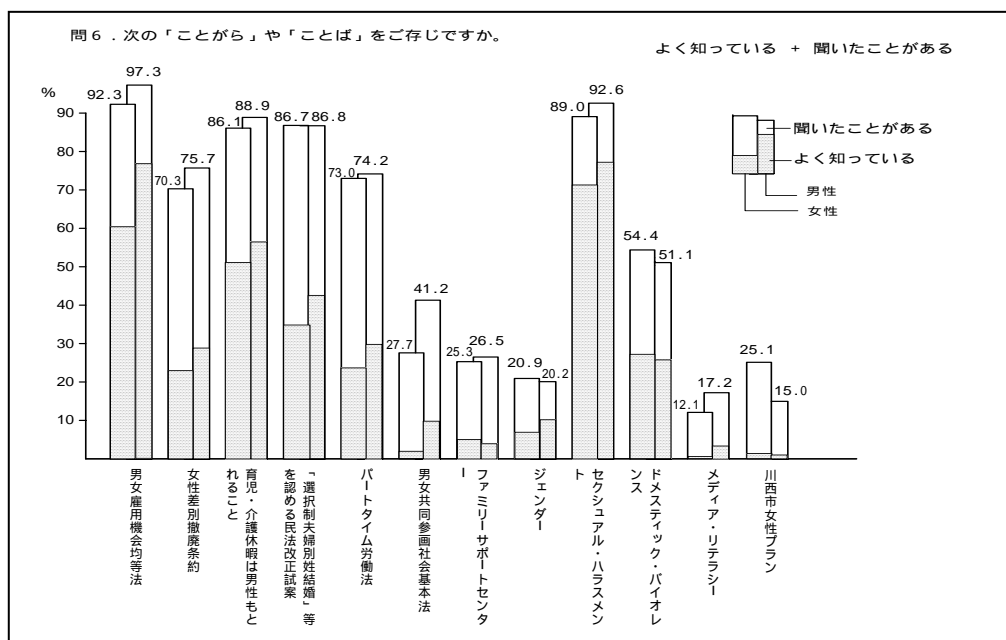
「市民意識調査」の結果で見ても、男女共同参画社会基本法を知っていると答えた人は、女性で27.7%、男性で41.2%であり、よく知っていると言う人はわずかです。ジェンダー問題についての啓発は、まだまだの段階にあります。

暴力をなくし、安全に暮らせるまちづくりが課題となっています。性差別があり、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や セクシュアル・ハラスメントが問題になっている今日、人権意識を高め、女性の人権擁護を推進する必要があります。「人権教育のための国連10年」は、平成16(2004)年までとなっていますが、その行動計画を引き継いだ取り組みを進めることによって、人権尊重の社会を築かなければなりません。

人権啓発は全庁的に関わるものであり、その体制を整備するとともに、市内の各種団体・機関との連携が欠かせないものになります。また、女性が法や情報についての基礎知識を身につけることによって、権利行使が可能となるよう支援します。

施策の方向

- 1 女性の人権擁護のための啓発活動の充実
- 2 「人権教育のための国連10年」の継続的取り組み



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本目標 1 . 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進

基本課題 1 . 学校園等における男女平等教育の推進

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進	1	「学校園における男女平等教育のガイドライン」に基づく取り組みを推進する。	教育情報センター	15 ~
	2	ガイドライン(基本方針)に基づき、学校・幼稚園・保育所での指導方法の研究を行う。	すこやか子ども室	継続充実
			教育情報センター	継続充実
	3	男女混合名簿を学校・幼稚園・保育所で実施する。	すこやか子ども室	継続充実
			学校教育室	継続充実
	4	男女平等教育推進のための教科書・副読本の内容点検を行う。	教育情報センター	継続充実
	5	男女平等教育推進のための情報を収集し、資料の充実を図る。	教育情報センター	15 ~
	6	男女平等教育推進研究校を設置し推進を図る。	教育情報センター	15 ~
7	「隠れたカリキュラム」の調査点検及び見直しを図る。	すこやか子ども室	継続充実	
		教育情報センター	継続充実	
8	男女が互いの人権を尊重する地域社会をめざして家庭・地域と連携し啓発を図る。	すこやか子ども室	15 ~	
		人権・地域教育推進室	15 ~	
(2) 男女平等の進路指導、労働観教育の推進	9	ジェンダーにとらわれない労働観、生き方の指導、進路指導の推進を図る。	学校教育室	15 ~
(3) 人権尊重に基づいた性教育の推進	10	教職員研修の中に性教育に関する内容を位置付けて実施する。	教育情報センター	15 ~
	11	「性教育の指導手引書」に基づき、人権尊重の観点から性教育を推進する。	教育情報センター	15 ~
(4) 教員研修の充実	12	教職員研修の中にジェンダー問題に関する内容を計画的に位置付けて実施する。	教育情報センター	15 ~

基本課題 2 . 家庭・地域・職場における学習機会の整備

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) ジェンダー問題に関する市民及び市職員の学習機会の充実	13	全職員を対象とした人権研修の中にジェンダー問題を取り入れる。	職員課	15 ~
			人権推進課	15 ~
	14	市職員対象の階層別・職務別等研修の充実を図る。	職員課	継続充実
			男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			すこやか子ども室	継続充実
			交通対策課	継続充実
			教育情報センター	継続充実
			関係課	継続充実
	15	PTA、民生委員、児童委員、青少年補導委員等の研修会など、いろいろな機会をとらえたジェンダー問題研修・啓発を実施する。	福祉推進室	継続充実
			青少年センター	継続充実
人権・地域教育推進室			継続充実	
関係課			継続充実	
(2) 女性の政治等への参画促進のための学習機会の充実	16	女性の政治への参画を支える学級・講座等を開設する。	男女共同参画センター	継続充実
	17	市議会などの傍聴を通じて、市政や地域社会に関心をもつように働きかける。	男女共同参画センター	15 ~
(3) ジェンダー問題に関する職場研修に向けての働きかけ	18	企業向け啓発・講座等の実施を行う。	農林・労政課	継続充実
			男女共同参画センター	15 ~
(4) 公民館・生涯学習センター等における男女平等教育の拡充と施設間の連携の推進	19	男女共同参画センターを拠点として、各施設とのネットワークを図る。	男女共同参画センター	15 ~
			公民館	15 ~
			生涯学習センター	15 ~
	20	図書館のジェンダー問題関連蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会をとらえ、本の展示等を行い広く市民に提供する。	関係課	15 ~
			中央図書館	15 ~
21	公民館・生涯学習センター等社会教育施設をはじめさまざまな場で、女性とともに男性の意識を啓発するような講座・学級等を開設する。	男女共同参画センター	継続充実	
		総合センター	15 ~	
		生涯学習センター	継続充実	
		公民館	継続充実	
		関係課	継続充実	

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(5) 地域における男女平等教育の推進と男性の学習の促進	22	各種子育て・介護関係講座の実施については、男性の参加を促進するとともにジェンダー問題解決の視点も盛り込むように努める。	男女共同参画センター	継続充実
			総合センター	継続充実
			福祉推進室(社会福祉協議会)	継続充実
			すこやか子ども室	15～
			すこやか子ども室(ファミリーサポートセンター)	15～
			いきいき長寿室	15～
			健康づくり室	継続充実
			公民館	継続充実
			関係課	継続充実
			23	小学校区人権啓発推進委員会等において学習機会の充実を図る。
	24	地域諸団体のリーダーを対象にジェンダー問題に関する啓発普及を図る。	男女共同参画センター	15～
			社会教育課	継続充実
人権・地域教育推進室			継続充実	
公民館			継続充実	
		関係課	継続充実	

基本課題3. 人権意識を高めるための啓発活動の充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 女性の人権擁護のための啓発活動の充実	25	メディアにおける女性の人権尊重を進めるための啓発・学習を推進する。 「ジェンダーフリーの表現ガイドライン 気付き編」に基づき、行政刊行物の表現を見直す。 表現ガイドライン(改訂版)を策定する。	広報広聴課	15～
			男女共同参画・市民活動推進課	15～
			男女共同参画センター	15～
			公民館	15～
			関係課	15～
	26	法識字を増進するための啓発・学習を推進する。	男女共同参画センター	継続充実
			公民館	継続充実
			関係課	15～
	27	固定的な性別役割分担意識を是正するための啓発・学習を推進する。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			男女共同参画センター	継続充実
公民館			継続充実	
関係課			15～	
(2) 「人権教育のための国連10年」の継続的取り組み	28	「人権教育のための国連10年」の継続的推進と人権基本計画(仮称)策定の検討を行う。	人権推進課	15～
			人権・地域教育推進室	15～
	29	「人権教育のための国連10年」の理念に基づき、啓発活動等を行う。	人権推進課	15～
			人権・地域教育推進室	15～

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において、政治、経済、メディア、芸術文化、生活文化、国際交流などのすべての活動への男女共同参画の促進を図る必要があります。男女共同参画といっても現在それぞれの分野で女性か男性かに参加の量、質に片寄りがある実態を知り、有効な是正策を講じていかなければなりません。数値目標等を定めた積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）も暫定的に必要です。

家庭での男性の家事・育児・介護への参加、学校での生徒に対する男女平等教育の推進のみならず、教員の管理職男女比率や、進路指導における性による片寄りの是正に努めます。

職場の職務配置、教育訓練、昇進・昇格、賃金の平等確保、地域社会における活動への男性の若い時期からの参加、女性のリーダーシップの育成など多くの課題があります。しかし職場固有の問題については基本目標3で別にとりあげ、ここではその他の領域における男女共同参画についての課題を扱うことにします。

基本課題

4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進

5 地域社会への男女共同参画の促進

6 国際的連携による男女共同参画社会の促進

7 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実

基本課題 4 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進

市の政策目標として「あらゆる分野への男女共同参画」を考えると、なによりもまず市政への男女共同参画が推進されなければなりません。これまで市政も男性が指導的地位に圧倒的に多い状況が続いており、まず女性の政策・方針決定の場への参画が求められます。また、議会など政治の場への女性の参画についても取り組みを進めます。

市政の方針決定の場である審議会等の女性委員の比率については、従来の女性プランは平成14(2002)年度までに30%以上という目標値をあげていますが、平成13(2001)年度初めで21.3%にとどまっています。女性委員のいない審議会等の解消に努めるとともに、できるだけ早期に30%を達成し、40%を目標値とします。市民を公募して広く人材を求めることも有効な方策として、導入に向けて各審議会等において検討します。

さらに、市職員・教員の管理職への一層の登用を推進します。市がモデルとなるよう、女性職員・教員への幅広い職務経験の付与、研修等における参加機会の拡大、積極的格差是正政策の実施など女性職員登用にに向けた職場環境づくりを推進します。

施策の方向

- 1 政策・方針決定に関わる審議会等への女性の参画促進
- 2 女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用促進

基本課題 5 地域社会への男女共同参画の促進

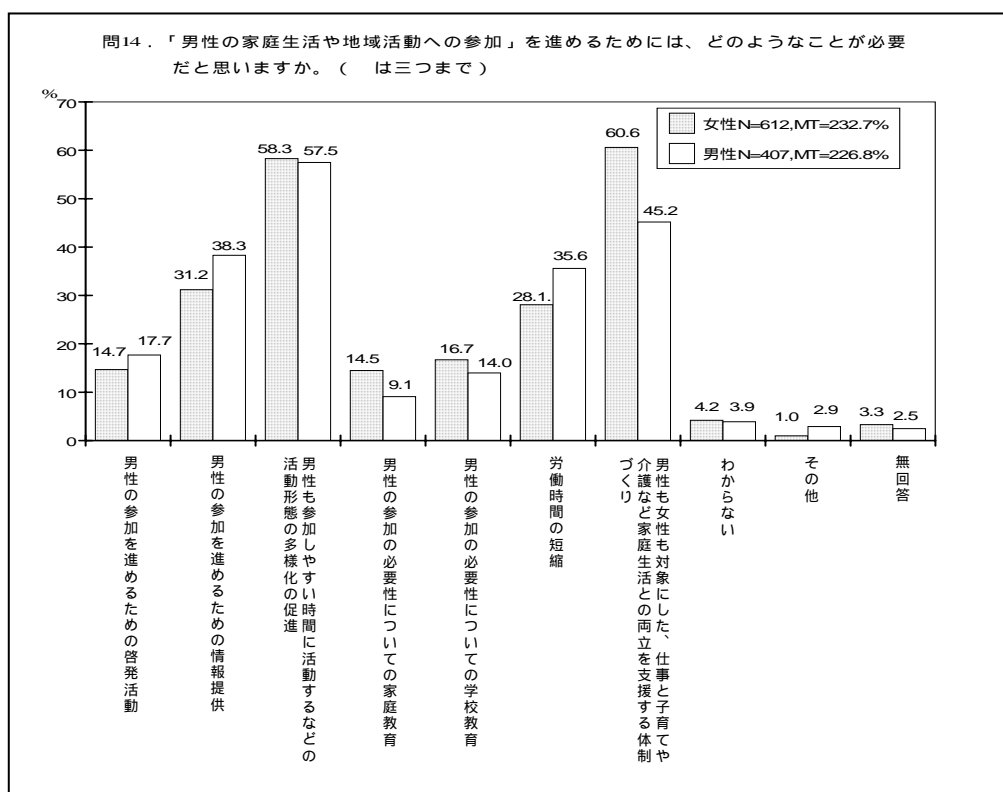
地域社会での市民活動は各種調査をみると、とかく主婦と退職後の高齢者が中心になっています。自治会、PTA、婦人会、消費者団体などの組織や、環境保全活動、公民館活動、福祉ボランティア活動などでは、婦人会以外は代表には男性が多く、その一方実際に動いているのは女性であったり、また防災、防犯の組織は男性が殆どであって、性による片寄りがあります。またリーダーは主に男性であることを見ると、地域社会も平等な参画があるとはいえません。

このような状況を変えていくには、地域活動への参加を世帯単位ではなく市民一人ひとりが地域住民であることを自覚し、まちづくりに関心をもって参加するシステムに変える必要があります。そのため コミュニティ・ワーカー の育成や地域活動への男女の参加促進に向けた広報、啓発に取り組みます。社会教育の場でも環境教育、消費者教育、福祉活動研修など時間帯を配慮し、仕事をもっている男女も参加しやすいよう環境整備を進めます。

そのため男女共同参画センターなど施設の整備・充実と活用を図るよう人的・財政的措置に努めます。

施策の方向

- 1 自治会等地域に根ざした市民活動への男女対等な参加・参画の促進
- 2 男女共同参画を促進する地域の施設の整備・改善



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 6 国際的連携による男女共同参画社会の促進

国際連合を中心とする女性の地位向上運動を背景として我が国の男女共同参画社会基本法が成立したことを考えれば、この目標の実現は国際的連携なくしてありえません。地球的視野でジェンダー問題を捉え、女性差別撤廃条約をはじめとする国連の国際条約を尊重し、これらに反する言動のないような政策的配慮が必要です。

国の男女共同参画基本計画においては、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透のほか、地球社会の「平等、開発、平和」への貢献として開発途上国への支援・協力、国際分野における政策方針決定過程への女性の参画の促進、あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進などがあげられています。川西市においてもこれに準じ、内なる国際化として市内在住外国人の男女共同参画、アジア近隣諸国をはじめとする開発途上国のジェンダー問題についての学習・啓発を、NGO等と協力して推進します。

施策の方向

- 1 国際交流・協力のための会議等への女性の参加促進
- 2 市内在住外国人等への支援
- 3 アジア諸国や開発途上国等のジェンダー問題についての啓発・学習の推進

基本課題 7 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実

女性の市民活動への不参加の理由には「家族的責任があるので」という理由がよくあげられます。家族的責任のもっとも重いものは子育てと高齢者や障害者等の介護です。世帯員の少ない核家族では市民活動等に出かけるとき、代わって世話をする人が得られにくいのです。阪神間でもっとも少子化が著しい本市の現状と市民ニーズを踏まえ、「児童育成計画（地域福祉計画）」に基づき、地域でともに子どもを育てる環境整備や子育て支援策の充実を図ります。

また家族で介護をしている場合、心身ともに疲労が著しく、地域のサポートなくして到底継続できません。要介護者の生活のケアを地域社会で行うことは、介護負担の片寄りによる家族の離反を防ぎ、介護のための離職を少なくし、介護者の経済的、精神的安定を保つのに貢献します。公的 介護保険制度の利用を促し、地域の支援ネットワークの整備を促進します。

施策の方向

- 1 少子化社会に対応した子育て環境の整備
- 2 家族介護中の男女の社会参加を可能とする支援ネットワークの整備

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本課題 4 . 市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 政策・方針決定に関わる審議会等への女性の参画促進	30	審議会等への女性委員の登用率について40%を目標値とし、30%の早期達成をめざすとともに女性委員のいない審議会等の解消に努める。 審議会等の状況を精査し、クォータ(割当)制度等の導入を検討する。	政策室	15 ~
			男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			関係課	15 ~
	31	審議会等への登用方策として公募制度の導入を検討する。	政策室	継続充実
			男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			関係課	継続充実
32	まちづくりへの男女の参画を促進する。	政策室	15 ~	
		関係課	15 ~	
(2) 女性職員・教員の職域拡大と管理職等への登用促進	33	女性職員の積極的な登用等を図る。	職員課	継続充実
			関係課	継続充実
	34	校長、教頭、指導主事等への女性の登用を積極的に図る。	総務調整室	継続充実

基本課題 5 . 地域社会への男女共同参画の促進

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 自治会等地域に根ざした市民活動への男女対等な参加・参画の促進	35	各種地域団体等の意思決定の場への女性の参画を促進する。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			関係課	継続充実
	36	環境問題、ごみ問題、リサイクル活動などの地域活動に勤労者や男性、各世代の市民が参加できるよう努める。	環境政策課	15 ~
			消費生活センター	継続充実
			ごみ減量とリサイクル推進課	継続充実
			関係課	15 ~
	37	消費生活に関わる様々な問題に対して、出前講座等を実施し、各年齢層にあった啓発に努める。	消費生活センター	15 ~
	38	各種ボランティア活動に勤労者や男性、各世代の市民が参加できるよう努める。	福祉推進室	継続充実
			福祉推進室(社会福祉協議会)	継続充実
39	消防団に女性の参加を促進するとともに運営においては性別による役割分担の解消を図る。	消防本部総務課	継続充実	
(2) 男女共同参画を促進する地域の施設の整備・改善	40	今後の公共施設の新築・増改築にあたっては、可能な限り保育室、授乳室、親子室等を設ける。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			各施設	継続充実
	41	公共施設の男女双方のトイレに可能な限りベビーベッド等を設置する。	契約管財課	15 ~
			男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			各施設	継続充実
	42	公共施設の喫煙制限、分煙化を推進する。	契約管財課	継続充実
男女共同参画・市民活動推進課			継続充実	
		各施設	継続充実	

基本課題 6 . 国際的連携による男女共同参画社会の促進

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 国際交流・協力のための会議等への女性の参加促進	43	姉妹都市をはじめとする各都市との相互交流を促進することによりジェンダー問題等の理解を深める。	文化・国際交流課	15 ~
			男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
	44	ジェンダー問題に関する海外情報の収集提供や国際会議・国際協力活動の情報提供を行う。	男女共同参画センター	15 ~
(2) 市内在住外国人等への支援	45	在留外国人、帰国児童・生徒等の交流機会の拡大を図る。	文化・国際交流課	継続充実
(3) アジア諸国や開発途上国等のジェンダー問題についての啓発・学習の推進	46	市民の国際理解や交流活動を推進するための多様な学習機会を提供する。	文化・国際交流課	継続充実
			男女共同参画センター	15 ~

基本課題 7 . 男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 少子化社会に対応した子育て環境の整備	47	子育て中の男女があらゆる活動に参加できるよう保育体制を整備する。	男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			男女共同参画センター	15 ~
			関係課	15 ~
	48	ジェンダー問題の視点をもった保育ボランティアの育成を図る。	男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			男女共同参画センター	15 ~
			福祉推進室(社会福祉協議会)	15 ~
			公民館	15 ~
	49	世代間交流事業の充実を図る。	総合センター	15 ~
			すこやか子ども室	継続充実
			学校教育室	継続充実
人権・地域教育推進室			継続充実	
公民館			継続充実	
50	地域に身近な学校等施設の有効活用に努める。	総務調整室	15 ~	
		関係課	15 ~	
51	地域における子育てサークルのネットワーク化を図り、情報提供、活動場所の提供に努める。	総合センター	15 ~	
		すこやか子ども室	継続充実	
52	子どもが安心して遊べる公園を整備する。	水と緑の推進課	継続充実	
53	保育所や幼稚園のノウハウを活かして施設等の開放を促進する。	総合センター	15 ~	
		すこやか子ども室	継続充実	
		学校教育室	継続充実	
(2) 家族介護中の男女の社会参加を可能とする支援ネットワークの整備	54	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりを実現するため、小学校区単位に「地域安心拠点づくり」の拡大を図っていく。	福祉推進室	15 ~

基本目標 3 女性の就業促進と労働条件の整備

日本国憲法第27条は「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う」と規定しており、働く権利は基本的人権です。経済的自立は一般に就業によって得られるにもかかわらず、女性の就業の機会は限定され、職場の男女平等達成への道はまだまだ遠い有様です。川西市の労働力人口は男性は77.4%、女性は40.8%と格差があり、全国的に見ても女性の就業者は10ポイント以上低いのです（平成7(1995)年国勢調査）。

「市民意識調査」では現在仕事をしていない女性にも就業希望が多くあります。それを可能にするには職場の平等促進、家庭、地域での就業支援システムが必要です。平成11(1999)年度から男女雇用機会均等法の大改正が施行され、労働基準法、パートタイム労働法、派遣労働法等労働法制が大きく変わっています。これらは女性の就業条件の平等を促すだけでなく、労働環境を著しく変えるものです。その遵守と有効な運用を労使双方に促し、個人生活、家庭生活、地域活動との調和がはかれるように勤めることが肝要です。女性の就業促進と労働条件の整備はまさに積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）として取り組む必要があります。

基本課題

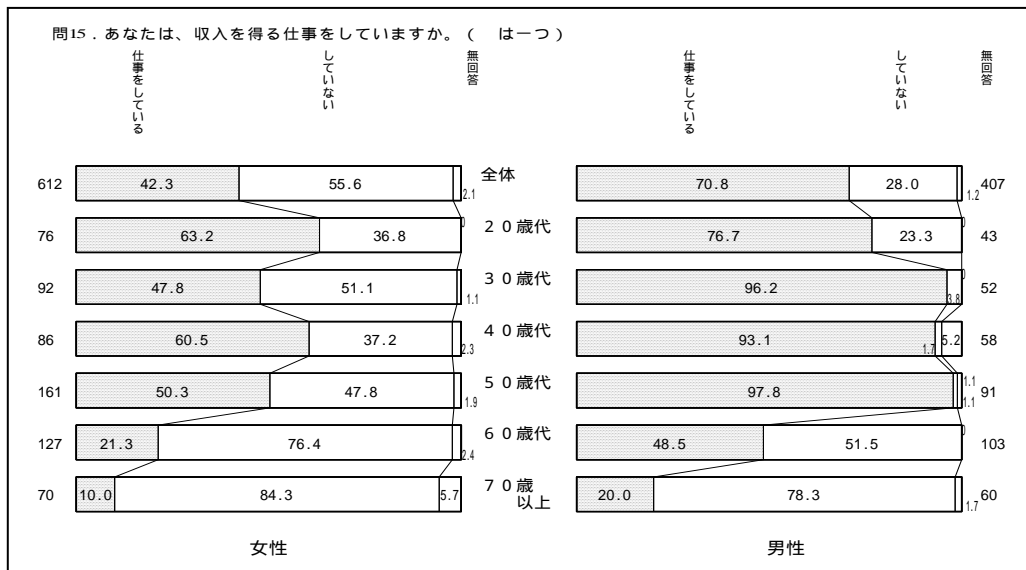
8 女性の職業能力の開発と就業促進

9 職場の男女平等の確立と労働条件の整備

10 労働福祉の充実

11 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正

12 自営業等における労働環境の整備



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 8 女性の職業能力の開発と就業促進

技術革新を媒介とした産業構造の転換は、労働者それぞれの仕事に求められる技能、技術や適性を急速に変えることとなります。どのような資格や経験もいつまでも有効ではない時代です。絶えざる職業能力の開発はだれにも求められます。

現在我が国では就学年数が伸び、高等教育を受ける女性が増加していますが、それは必ずしも雇用に結び付くような能力の開発にはなっていません。また中高年の女性は職業教育が皆無だった場合もあります。したがって学校教育、社会教育においても雇用可能性を考慮した教科が必要であり、子どものときから専攻分野の選択において性別分業観に基づいた片寄りのない指導を行います。また、年齢、性別にとらわれず、能力と意欲に応じて幅広い職種で女性が活躍できるよう、多様な学習機会や情報を提供します。

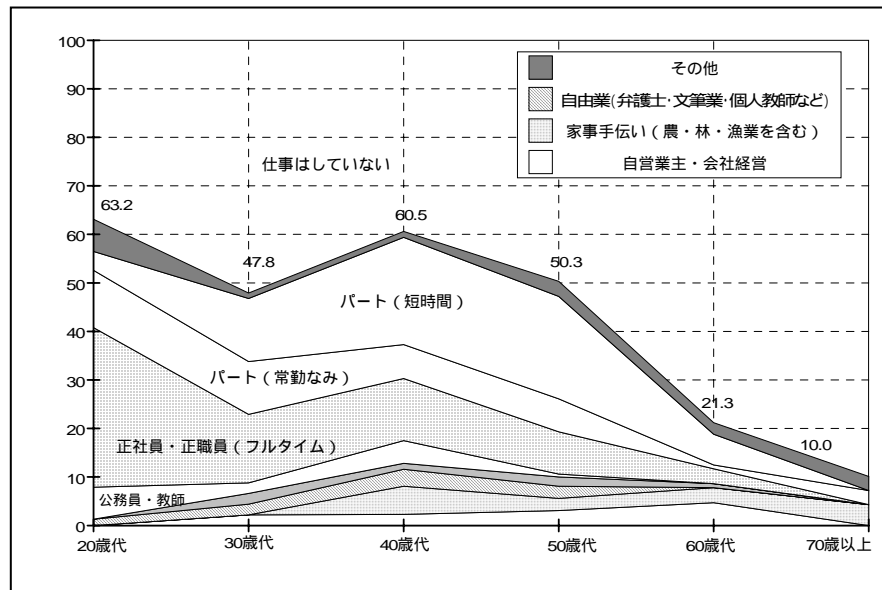
職場内での教育訓練(OJT)においては、あらゆる職種に男女がともに就業可能なように教育訓練プログラムを積極的格差は正政策として数値目標を示すことも視野に入れ推進します。

また起業という就業形態も推進が望まれます。我が国の女性社長はこの20年来、年々増加し、平成11(1999)年には6万人(全体の5.6%)を超えたとはいえ、男性の数には比べものにもなりません。起業にあたっての資金ぐりや経営ノウハウなどの支援を進めます。

施策の方向

- 1 女性の職業能力の開発の推進
- 2 女性の起業への支援

10歳階級別「女性の就業形態」



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 9 職場の男女平等の確立と労働条件の整備

職場で男女共同参画を実現するには、雇用の入り口から出口までの女性差別を解消することが必要です。賃金格差は配置・昇進、就業継続の可能性の格差を示す指標だといえます。男女の賃金格差は均等法施行後やや改善されたとはいっても、所定内給与だけでみて男性100に対し、65.5、(平成12(2000)年)となっています。ボーナスや時間外給与を加えると格差はもっと拡大します。

平成11(1999)年4月から男女雇用機会均等法の大改正が施行され、それまでは差別しないように事業主に努力義務が課せられていた募集・採用、配置・昇進についても、教育訓練、退職条件についてと同様差別的取扱が禁止されることになりました。そして事業主に平等推進のための積極的格差是正政策が求められ、セクシュアル・ハラスメントを防止する雇用管理上の配慮も義務づけられています。差別的取扱を受けたとする女性労働者は、雇用均等室に調停の申請ができます。そして雇用均等室は企業側の同意がなくても調停を開始できることになっています。これらの制度の実効性が確保されるよう労使双方の啓発に努めます。

また、すべての職場で育児、介護などの家族的責任をもつ労働者が家庭と仕事を両立させて働けるよう支援することが求められます。育児休業や介護休業をとったことで解雇したり、賃金や配置、昇格などで不利に取り扱ってはならないことについても周知を図ります。

市が民間企業のモデルになるよう、職場の男女平等の確立に向けて「市内男女共同参画モデル化推進プロジェクト(仮称)」において推進します。

施策の方向

- 1 職場での男女平等を推進するための積極的格差是正政策の強化
- 2 市職員の男女平等雇用の推進
- 3 企業・事業主に対する男女均等な待遇確保の周知徹底
- 4 家族的責任をもつ男女労働者への仕事と家庭生活の両立支援
- 5 セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組み
- 6 労働相談の充実

基本課題 10 労働福祉の充実

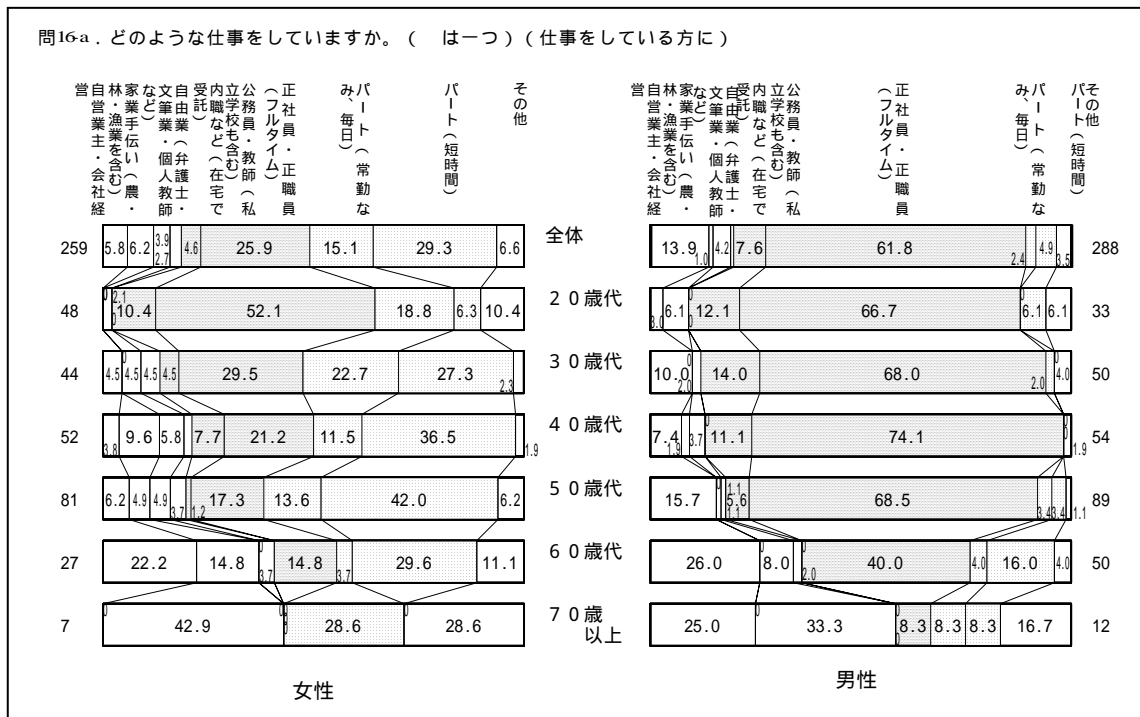
労働者が安心して働けるためには、社会保障制度のセーフティネットが確実に張り巡らされていること、そして職場の安全衛生と健康管理が十分であることが求められます。ことに産む性である女性には、労基法改正により女子保護規定は撤廃されても母性保護は強化され、産前産後休暇の長期化、妊産婦の時間外労働・休日労働の制限や健康診断のための勤務時間の変更が要請されていることを事業主に徹底する必要があります。

川西市の事業所は10人未満の小規模なものが多数を占めます。労働時間など労働条件や社会保険等について啓発と情報提供に努めます。すべての勤労者に健康診断は欠くことができません。定期的実施していない場合もあり、各種の健康診断事業の情報提供を行います。

職場においても 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の視点から環境に配慮するよう労使双方に対する情報提供に努めます。

施策の方向

- 1 小規模事業所における労働福祉の充実
- 2 働く女性の健康の維持増進



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 1 1 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正

我が国の週35時間未満働くパートタイム労働者（以下パート）は、平成不況にもかかわらず平成11（1999）年までは年々増加してきました。しかし平成12（2000）年には就業者は16万人減っているだけにパートは86万人も減少しています。それは従来の典型的な正規雇用の労働者が増加したからではなく、週35時間以上働いてもその事業所ではパートと位置付けられているもの（フルタイムパート）や派遣労働、いわゆる契約労働、在宅勤務者などの非典型的で多様な働き方が増加したからです。平成12（2000）年の 川西市労働基本実態調査では、女性の非正規雇用が過半数を占めています。川西市の調査ではその事業所でその従業員がどう位置付けられているかを調査しているので単純に比較できませんが、非典型的雇用が非常に多いことが認められます。

同じ川西の調査で労働条件をみますと、パートの雇用契約が「労働条件通知書」などの文書によるものは半数にならず、就業規則がないものが31.9%です。社会保険や退職金においても、通常の労働者の4分の3以上の労働時間働くパートは通常の労働者と同様に扱い、それより短い時間働くパートも一定の条件のもとに雇用保険に加入できますし、アルバイトも労災保険の適用がありますが、川西市の非正規雇用者の加入率はあまりに低くなっています。有給休暇のある事業所は3割になりません。

また、最近、ワークシェアリング（仕事の分かちあい）の導入が進められていますが、それにより、ますますパートや短期の契約労働等の増加が見込まれます。これは、青壮年の男性が主に正規労働として長時間働いていた職場を根本から変えることにもなり、働く人の意識改革が必要ですが、同時にワークシェアリングにより労働条件の引き下げにならないよう労使も行政機関も配慮する必要があります。

以上の状況を踏まえ、関係機関と協力し、パートサテライトの有効活用を図り、パート労働等関連の法制の周知徹底に努めます。

施策の方向

- 1 パートタイム労働者等の労働条件の向上
- 2 積極的格差是正政策の必要に関する事業主への啓発
- 3 ワークシェアリング導入に対応した労使双方への意識改革の促進
- 4 非典型的就業に関する国際条約の批准について国への働きかけ

川西市労働基本実態調査 平成12（2000）年9月～10月実施。無作為抽出の500事業所対象。370社有効回答のうち、男女あわせた正規従業者は48.7%、パート26.6%、派遣労働8%、アルバイトその他17%。同年の全国調査では、男性パートは男性雇用者全体の20%であるのに対し、女性は36.1%（週35時間未満働くパートのみ）で、パートにしめる女性の割合は71.6%となっている。川西市におけるパートタイマーの社会保険の加入者は、労働災害保険37.0%、雇用保険23.0%、健康保険18.9%、厚生年金保険15.9%。

基本課題 12 自営業等における労働環境の整備

自営業では小規模な家業が多く、そこでは夫婦、兄弟、親子等が密接に協力して経営している状況があります。農業や家内工業、卸売・小売業等のサービス業等で、事業主は男性で家族従業者は女性労働者となっており、家族労働者は自分の名で収益の分配または給料を受けとることなく働く場合も多くあります。また、安全衛生管理、健康診断や社会保険加入など雇用労働では義務づけられている労働福祉について啓発を進めます。また、アンペイドワークでなくするよう農林水産省が進めている 家族経営協定の普及に努めます。

近年は情報通信技術の発達普及に伴い、SOHOなどの在宅で請負契約の仕事をする自営業に女性が増えていますが、技能向上の機会が少なく、低賃金に抑えられ、長時間労働を余儀なくされている場合も多くあります。このような自営業のネットワーキングや情報の提供・交流と働く条件の向上がはかれるよう支援を進めます。

施策の方向

- 1 農林業、自営業で働く女性の地位向上の推進
- 2 家族経営協定の普及促進

基本目標 3 女性の就業促進と労働条件の整備

基本課題 8 . 女性の職業能力の開発と就業促進

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 女性の職業能力の開発の推進	55	女性の就職、転職、再就職を支援するための講座を開設する。	男女共同参画センター	継続充実
	56	各種職業能力の開発、資格取得に関する情報の提供を行う。	農林・労政課	継続充実
(2) 女性の起業への支援	57	女性起業家支援講座の開設を検討する。	男女共同参画センター	15 ~
	58	起業に関する相談機関の紹介等の対応に努める。	商工・観光課	継続充実
	59	起業家への融資あっせん制度（新規開業資金）を充実させる。	商工・観光課	15 ~

基本課題 9 . 職場の男女平等の確立と労働条件の整備

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 職場での男女平等を推進するための積極的格差是正政策の強化	60	職場と家庭の性別役割分業の変革のための啓発を行う。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			男女共同参画センター	15 ~
	61	育児・介護休業の男性への普及啓発を図る。	農林・労政課	継続充実
			職員課	15 ~
			男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
62	改正男女雇用機会均等法、労働基準法の労使双方への周知を図る。	男女共同参画センター	15 ~	
		農林・労政課	継続充実	
63	男女同一価値労働同一賃金の原則（ILO100号条約）の周知徹底を図り、その導入のための力けりについて情報提供を行う。	農林・労政課	継続充実	
(2) 市職員の男女平等雇用の推進	64	市職員の募集・採用については、男女平等の観点から雇用の推進を図る。なお、消防職・保育士等男女比率に一定の傾向がある職種についても是正の観点から応募者増に努める。	職員課	15 ~
	65	女性職員の職域・職務の拡大を図り、計画的な人材育成に努める。	職員課	継続充実
関係課			継続充実	
(3) 企業・事業主に対する男女均等な待遇確保の周知徹底	66	育児・介護休業法の事業主への周知を図る。	農林・労政課	継続充実
	67	就学前の子や要介護者をもつ男女労働者には深夜業、休日、時間外労働をさせないよう事業主に徹底する。	農林・労政課	継続充実
	68	フレックスタイム、在宅勤務など多様な勤務形態について情報提供を図る。	農林・労政課	15 ~
(4) 家族的責任をもつ男女労働者への仕事と家庭生活の両立支援	69	保育所における多様な保育サービス（延長・病児保育等）を整備する。	すこやか子ども室	継続充実
	70	留守家庭児童育成クラブの内容を充実させる。	人権・地域教育推進室	継続充実
	71	ファミリーサポートセンター（仕事と育児両立支援特別援助事業）の充実を図る。	すこやか子ども室（ファミリーサポートセンター）	15 ~
(5) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組み	72	男女雇用機会均等法を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント防止の指針等に基づき、取り組みを進める。	職員課	継続充実
			男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			農林・労政課	継続充実
(6) 労働相談の充実	73	働く男女の視点にたつて相談できる労働相談窓口を設置する。	農林・労政課	15 ~
	74	職場の差別的取り扱いに関する紛争について調停申請を支援する。	農林・労政課	継続充実

基本課題 10 . 労働福祉の充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 小規模事業所における労働福祉の充実	75	市内中小企業に対し、パート労働者や事業主の女性受診機会提供を図る。	農林・労政課	15 ~
	76	市内中小企業に対し、川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター加入を勧める。	農林・労政課	15 ~
(2) 働く女性の健康の維持増進	77	妊娠・出産機能の母性保護に関する労働基準法、男女雇用機会均等法の周知を図る。	農林・労政課	継続充実

基本課題 11 . 雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) パートタイム労働者等の労働条件の向上	78	非正規雇用についての実態調査を定期的に行う。	農林・労政課	16
	79	労働者及び事業主に対しては、パート労働法やパート指針等の周知を図る。	農林・労政課	継続充実
	80	パートサテライトの情報提供サービスの充実に努める。	農林・労政課	継続充実
(2) 積極的格差是正政策の必要に関する事業主への啓発	81	フルタイムパートの求人については、正規雇用化が図られるよう啓発に努める。	農林・労政課	継続充実
(3) ワークシェアリング導入に対応した労使双方への意識改革の促進	82	市内の事業所に対し、ワークシェアリング導入に対応する意識改革の普及啓発を図る。	農林・労政課	15 ~
(4) 非典型的就業に関する国際条約の批准について国への働きかけ	83	ILOのパート条約(175号)と在宅労働条約(177号)の批准を国に働きかける。	農林・労政課	継続充実

基本課題 12 . 自営業等における労働環境の整備

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 農林業、自営業で働く女性の地位向上の推進	84	農林業関係団体等の役員、委員会への女性登用を図る。	農林・労政課	継続充実
	85	農林業等に従事する女性に農業士等の資格認定を推奨する。	農林・労政課	継続充実
	86	家族従業者の広域的なネットワークの形成を図る。	農林・労政課	継続充実
(2) 家族経営協定の普及促進	87	家族経営協定の意識啓発と内容の充実と普及に努める。	農林・労政課	継続充実

基本目標 4 性と生殖に関する健康と権利の増進

健康であるということは何ものにもかえがたい貴重な財産であり、幸福な社会生活を営む上で必要不可欠なものです。男女の平均寿命が伸び、かつてない長寿の「人生」を手に入れましたが、高齢者・障害者をはじめ、すべての人の人権が尊重され、生き生きと生きられる社会システムを構築することが何よりも重要な課題です。

特に、女性の性と健康の自己決定権を保障する考え方は、女性が妊娠・出産および自分の性について自分の考えに基づき自分で決定し、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きていく権利であり、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

子どもを産む産まない、何人産むかを選ぶ自由、そして出産後の母子の健康と母性の保護など、女性が自分自身の心身と健康について自己決定できる環境作りが大切です。さらに思春期や女性に多くみられる更年期、男性のライフスタイルの転換期における健康上の問題なども含めて、それぞれのライフステージに沿った健康づくりの支援をする必要があります。

また、人工授精・体外受精など昨今の生殖技術には飛躍的な進展がみられますが、それに伴い、男女の身体的自律性が奪われることのないようにすることが重要です。

近年、これまで当たり前とされてきた「性」の男女二元的考え方にとどまらない、性的指向等を含む性の多様性に関わる人権問題が提起されています。

総合的な性教育・健康教育を進めるとともに、自分の性と健康を自分で管理していけるよう意識を高めていくことができる施策を推進する必要があります。

基本課題

1.3 母性の保護と母子保健の充実

1.4 男女のライフステージに沿った健康づくり

性的指向等 性的指向（性的欲望がいずれの性を対象としているかを意味する概念。異性愛、同性愛、両性愛の別を指すsexual orientation の訳語）のほか、性同一性障害（身体と性自認が不一致である状態）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）等を含む。

基本課題 13 母性の保護と母子保健の充実

女性のもつ妊娠、出産という母性機能は、次世代を生み出すきわめて大切な社会的な働きです。母性の基盤である女性の健康と母性の保護は、単に妊娠、出産のみに関する保護だけでなく、その機能を有することによって思春期や妊娠、出産期、更年期など、男性とは異なる健康問題に直面します。どのプロセスにおいても完全に良好な状態を確保されなければなりません。母性の保護の重要性は女性自身が自らの心と身体の健康を保持し、安心して出産、子育てができる（リプロダクティブ・ヘルス）ように、家庭、職場、地域そして学校教育など、あらゆる場で理解を進めるよう取り組みます。

また、自分の性と身体を含む人生について、子どもを産む、産まないの選択を自由に決める権利をもつ（リプロダクティブ・ライツ）ことが大切であり、そのための情報提供、相談体制を充実します。働く女性が育児休業中の生活のリズムを崩さず、職場にスムーズに復帰するための健康づくりを心がけ、出産計画は母性の健康保持の視点からも考えるという認識のもとで施策に取り組みます。

子を産み、健やかに育つように、子どもへの関わり方、育児の楽しさを学び、親としての自覚が育つように母性保護の社会的認識を高める啓発を行います。また、男女が共に育児を担うよう男性にも積極的な育児参加の啓発を推進します。0歳児から幼児、学童にいたるまでどの子育ての場面においても、子どもの発達と健康相談や指導体制と両親学級の充実を図ります。

母性保護の社会的認識に対する知識の啓発や相談支援、女性の自主的な健康管理や健康増進の啓発、普及活動を男女を対象に促進します。

施策の方向

- 1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発の推進
- 2 母性の保護と母子保健の充実

基本課題 14 男女のライフステージに沿った健康づくり

健康とは、疾病や病弱でないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをいいます。

人生90年時代を迎え、いつまでも心身ともに健康でいきいきとした人生を過ごすためには、一人ひとりの自主的な健康づくりが大切です。運動やバランスのとれた食事や休養といった基本的な健康づくりを支援するとともに、思春期、成人期、高齢期の女性も男性も互いにそれぞれライフステージにおける身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりながら、生涯をとおして健やかで心豊かな生活を送るための生きがいづくりを促進します。

とりわけ職場での健康管理のもとにいる多くの男性とくらべて、家庭にいる女性や自営業の女性、幼児を抱えた母親などの健康管理は不備な状況です。今後ますます増加が予想される働く女性の健康づくりやスポーツ参加には、一時保育の実施などのサポート体制を充実し、健康指導と結びつけた健康の保持増進を図ることが必要です。

近年、若者や女性、日常の家庭内にも浸透し始めているといわれる薬物に対する徹底的防止対策は緊急の課題として、関連機関と連携しながら啓発を進めます。

また、HIV/エイズ(AIDS)や性感染症は年々増加しており、これらに対する正しい知識や認識の普及など対策が求められます。

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）等の化学物質による生殖機能や健康への影響も懸念されています。

男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて心身ともに健康で有意義な人生を享受できるようにするには、まず自分の健康は自分で作り、自分で守るという意欲と意志が必要です。そのためのすべての世代に向けた健康保持に関する啓発と支援体制の整備の充実を進めます。

施策の方向

- 1 男女の健康とスポーツの増進
- 2 思春期、成人期、高齢期の健康づくりの支援
- 3 薬物乱用防止対策の推進

基本目標 4 性と生殖に関する健康と権利の増進

基本課題 1 3 . 母性の保護と母子保健の充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発の推進	88	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念と母体保護法の周知を図る。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			男女共同参画センター 健康づくり室	継続充実 15～
(2) 母性の保護と母子保健の充実	89	母性についての正しい認識の浸透を図る。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
			男女共同参画センター 健康づくり室	継続充実 継続充実
			健康づくり室	継続充実
	90	育児環境の変化に応じた母子保健事業の充実を図る。	健康づくり室	継続充実
	91	社会生活環境の変化等に伴う疾病構造の変化に対応した健康診断内容の充実を図る。	健康づくり室	継続充実

基本課題 1 4 . 男女のライフステージに沿った健康づくり

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 男女の健康とスポーツの増進	92	生涯スポーツの推進とサポート体制の充実に努める。	スポーツ課	15～
	93	保健指導と結びついた運動の推進に努める。	健康づくり室	15～
(2) 思春期、成人期、高齢期の健康づくりの支援	94	生涯を通じた健康の保持増進のため、健康診断の受診機会の確保に努める。	健康づくり室	15～
	95	女性のもつ健康問題を積極的に取りあげた健康教育・相談の実施を図る。	健康づくり室	15～
(3) 薬物乱用防止対策の推進	96	他機関と連携しながら、様々な機会を取りあげ市民への啓発に努める。	健康づくり室	15～
			青少年センター	15～

基本目標5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備

我が国は世界に類をみないスピードで「少子・高齢社会」を突き進んでいます。しかし、この急激な変化に対して、人々の価値観や意識、また風土や生活慣習は社会的条件整備の遅れとともに追いつかず、地域、学校、職場、家庭において、介護意識・福祉施策など、さまざまな分野で男女の意識のひずみを生み出しています。

例えば「市民意識調査」では、介護役割について男女とも約5割が「男性も女性に協力すべき」としていますが、介護される立場になったとき、女性は8割が公的サービスの依存となり、男性の期待は家族のみ、妻、娘へ向けられ、その割合は女性の2倍となっています。

超高齢社会を迎えた21世紀において従来の介護は女性や家族の役割という固定的な性別役割分担では、女性の側に不安感や不満が鬱積してきます。もっと男性の参画を促し、社会全体で介護を担うという介護の社会化意識への変革をさらに推し進めなければなりません。また同時に高齢期を迎えても住み慣れた家庭や地域社会で元気に生活を楽しみ、社会を支える重要な一員として活動ができる人を増やしていくことが必要です。

近年、女性や子どもに対する暴力が大きな社会問題となっています。女性に対する暴力は女性の「人権侵害」であるという認識はされつつありますが、性に起因する暴力である性犯罪の被害者や夫婦間における被害者に女性の割合が高く、女性に対する暴力について早急な対策が必要です。

「市民意識調査」においてドメスティック・バイオレンス(DV)を身近に見たり、聞いたことがあるのは女性25.3%、男性21.4%です。20歳代の女性は男性の心の奥底にある「女は男より下だ」という観念の問題であり、男性の「男らしさ」という価値観を押しつけることが問題だといっています。また、60歳代の男性はDVやセクハラは個人の尊厳を侵害する行為であるともいっています。

夫や恋人など親密な関係にある男性から女性への暴力(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、レイプやストーカー行為、買春等には、社会的文化的につくられた性差別(ジェンダー)意識がその要因として根強く存在しています。またこの暴力は親密な関係の中や組織内で起こるため、「家庭内の問題」「女性側の態度の問題」と軽視され、被害が潜在化、長期化することが多くあります。職場、家庭、学校、地域社会におけるいかなる暴力も、その対象の性別を問わず、許されるべきものではありません。

児童虐待、さらに学校における教師からの児童への暴力やセクシュアル・ハラスメント、地域社会における女性への言葉による暴力、セクシュアル・ハラスメントなども深刻です。「性差別をなくし、本質的平等と女性の人権を確立する」という視点に立って、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざしたものにしていくことが重要となります。

基本課題

1.5 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

1.6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

「市民意識調査」結果によるドメスティック・バイオレンスの内容。ドメスティック・バイオレンスを「見たり、聞いたことがある」「具体的に相談を受けたことがある」「自分自身が受けたことがある」と回答した人のうち、「殴ったり、蹴ったり、平手で打つなどする」という内容が女性で67.3%。「誰のおかげで、おまえは食べられるんだと言う」が27.0%、「交友関係や電話を細かく監視する」が23.7%と続く。

基本課題 15 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

高齢になっても、障害を持って多くの方は住み慣れた土地で自立して暮らしていきたいと考えています。一人ひとりが置かれている状況にかかわらず、人として尊重され自立して生活できる社会システムが充実していることが豊かな社会といえます。

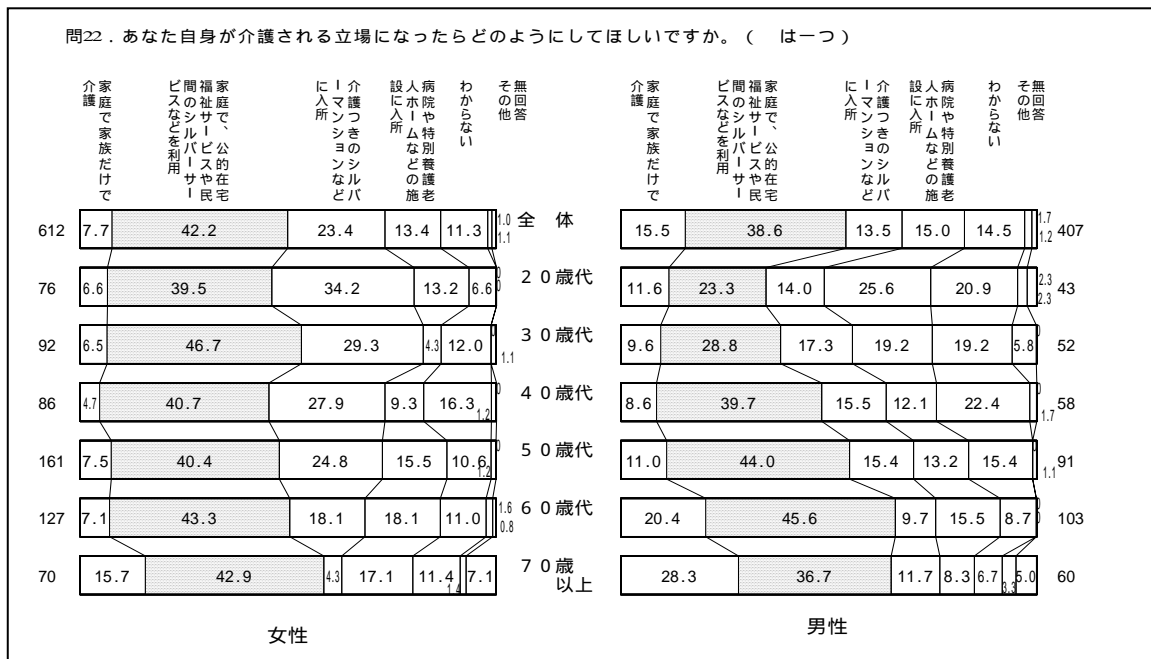
ひとり親家庭（母子・父子）は長い間の伝統的な性別役割分担意識により、母子家庭では経済的自立、父子家庭では家事、育児などの生活的自立が問題となっています。とりわけ母子家庭の経済的に不利な状況の改善のための職業訓練と就業支援を推進し、生活の安定に向けた福祉施策の充実を図ります。

障害者家庭については「障害」と「女性」という二重の差別問題を抱え、さらに介護する人も女性が多いというのが現状です。障害者の自立を進めるための雇用確保や社会参画への多様なサービスや相談体制の充実が必要です。

女性が男性より長命であり、高齢者人口に占める女性の割合が高く、単身者も多くなっています。高齢期を安心して暮らせる住宅入居の支援や地域で支えるシステムの整備を促進します。

施策の方向

- 1 ひとり親家庭（母子・父子）の自立支援と福祉の充実
- 2 障害者・高齢者家庭等の自立支援と福祉の充実
- 3 高齢者等の公的住宅入居支援の推進



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 16 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。女性に対する性暴力は、女性に恐怖と不安を与え、男性に対して従属的な状況に追い込む差別意識に根ざした社会的、構造的な問題です。

セクシュアル・ハラスメントについては、改正男女雇用機会均等法で雇用主がその防止のために配慮する義務が定められ、各企業でも取り組みが進められているものの、相談件数は年々増加しています。教育や社会福祉関係等の場など雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発・学習に取り組む必要があります。

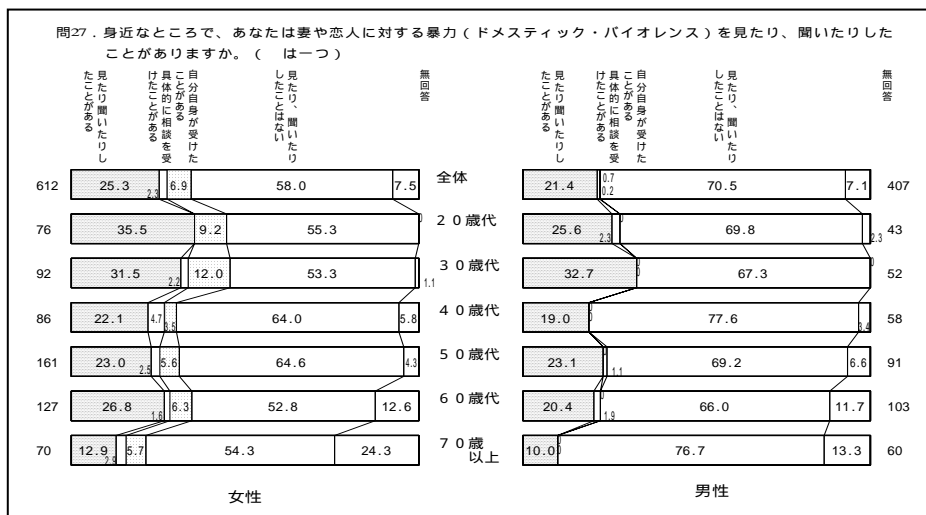
また、DV防止法やストーカー行為規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成12年11月24日施行）が制定されたことによって、ドメスティック・バイオレンスや性犯罪など、これまで潜在していたものが次第に表面化してきました。

女性への暴力が起こる背景には、女性の「性」をモノとしてみる「性の商品化」や、男女を上下関係で見る意識があるといわれています。特にマスメディアから流される「性の商品化」情報は著しく、女性と男性が平等な関係を築く上で、誤った女性観、男性観を形成させる等、人格形成への悪影響も懸念されています。

性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観をもち、望ましい行動がとれるようあらゆる層への暴力を根絶するという強い意志をもって教育や啓発を推進します。男女共同参画センターをはじめ様々な場で女性の人権の確立に向けた取り組みを一層推進します。

施策の方向

- 1 女性に対する暴力を根絶するための相談やカウンセリング等理解促進のための基盤づくり
- 2 夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の推進
- 3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 4 性犯罪、ストーカー行為、買売春への対策の推進



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本目標 5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備

基本課題 15 . 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) ひとり親家庭(母子・父子)の自立支援と福祉の充実	97	ひとり親(母子・父子)家庭への介護人の派遣事業の充実を図る。	すこやか子ども室	継続充実
	98	母子家庭への就労支援として女性就労支援講座の開催と講座への優先参加を図る。	男女共同参画センター	継続充実
			すこやか子ども室	継続充実
	99	家庭児童相談・教育相談等の窓口のネットワーク化を図り、ジェンダー問題解決の視点にたった支援のあり方を研究する。	すこやか子ども室	継続充実
	100	市営住宅の募集に際し、母子家庭等に対し抽選の優先枠の確保に努める。	住宅政策課	15 ~
(2) 障害者・高齢者家庭等の自立支援と福祉の充実	101	出産直後から母親を支援できる訪問・相談体制を継続し、さらに充実する。	健康づくり室	継続充実
	102	「障害者福祉計画」に基づき、在宅サービスの充実や短期入所事業の拡充など、介護者の支援にもつながる各種福祉の充実を図る。	福祉推進室	継続充実
	103	障害者・児の福祉相談事業において介護者自身の悩み等にも対応できるよう他機関との連携強化を図る。	福祉推進室	継続充実
	104	ジェンダー問題解決の視点をもって「地域福祉計画」の推進を図る。	福祉推進室	15 ~
	105	高齢者の社会参加促進のため、機会の充実と地域の支援体制及び環境整備を図る。	いきいき長寿室	継続充実
			公民館	継続充実
	106	高齢女性の生活安定のために年金制度の周知や財産保持の学習機会の充実を図る。	男女共同参画センター	継続充実
公民館			継続充実	
107	「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにあたっては、介護負担が女性に片寄っているという問題解決の視点を盛り込むよう努める。	いきいき長寿室	15 ~	
(3) 高齢者等の公的住宅入居支援の推進	108	市営住宅の募集に際し、高齢者等に対し抽選の優先枠の確保に努める。	住宅政策課	15 ~

基本課題 16 . 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 女性に対する暴力を根絶するための相談やカウンセリング等理解促進のための基盤づくり	109	女性に対する暴力を根絶するための啓発・学習を推進する。	男女共同参画センター	15 ~
			公民館	15 ~
	110	関係機関を対象に研修会を実施する。	男女共同参画センター	15 ~
(2) 夫・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の推進	111	女性のための相談事業を充実し、ドメスティック・バイオレンスに対応できる体制を整備する。	男女共同参画センター	15 ~
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	112	セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発・学習を推進する。	男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			男女共同参画センター	15 ~
			公民館	15 ~
			関係課	15 ~
(4) 性犯罪・ストーカー行為、買売春への対策の推進	113	性犯罪、ストーカー行為、買売春への対策に向けた啓発を推進する。	男女共同参画センター	15 ~

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進

川西市では、平成 5 (1993)年に女性プランを策定して以来、男女平等に向けて政策を展開してきましたが、さらに全庁的取り組みを進め、総合施策によって男女共同参画社会の実現に努めなければなりません。そのため、男女共同参画推進施策担当部門が核となり、ここが当該施策に関してあらゆる部課との連携・調整を充分行うことができるよう体制の充実を図ります。また、男女共同参画センターを充実し、ジェンダー問題に関する相談や援護の機能を強化するとともに、男女平等をめざす市民の活動の拠点として機能を一層発揮するよう努めます。

総合施策の実施にあたっては、そのときどきの重点を明らかにして、着実に問題解決をもたらすことができるようにします。計画の事業評価を絶えず行い、その進捗状況を公表します。

基本課題

1.7 男女共同参画施策推進体制の充実

1.8 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実

1.9 市民力の形成

基本課題 17 男女共同参画施策推進体制の充実

男女共同参画施策には、庁内のあらゆる部課が関係しているものであり、縦割り行政を超えて横断的に取り組む必要があります。そのため、この施策を直接担当し、他の部課との連携・調整を行う部門の拡充を図り、その機能を充分発揮する権限を付与することが課題です。また、施策の展開にあたっては、情報の収集や市域を超えた取り組みが必要であり、県や他市町との連携強化を図らなければなりません。特に阪神間の連携・交流が促進されるよう、県に対しても働きかけることが大切です。

計画の実施を促進するため、市民が絶えず施策の推進状況を把握し、意見を述べることができる仕組みを整備します。チェックのための基準づくりをするとともに、「男女共同参画審議会」を設置し、委員と関係各課職員と懇談する機会を設けます。また、他の各種審議会等との連携を図ります。政策に関する市民の相談・苦情処理の仕組みについても検討していきます。

男女共同参画施策を強力に推進するため、男女共同参画推進のための条例を制定することを検討するとともに、条例制定に向けた市民参画の気運醸成を図っていきます。また、庁内においても男女共同参画が進み、モデルとしての機能が果たされるよう、その観点から体制の見直しと整備を行います。

施策の方向

- 1 庁内の連携強化による施策の総合的推進
- 2 県・他市町との連携強化
- 3 市民による推進状況チェック機能の整備
- 4 政策に関する相談体制の整備
- 5 男女共同参画推進のための条例の早期検討
- 6 男女共同参画のモデルとしての庁内体制の整備

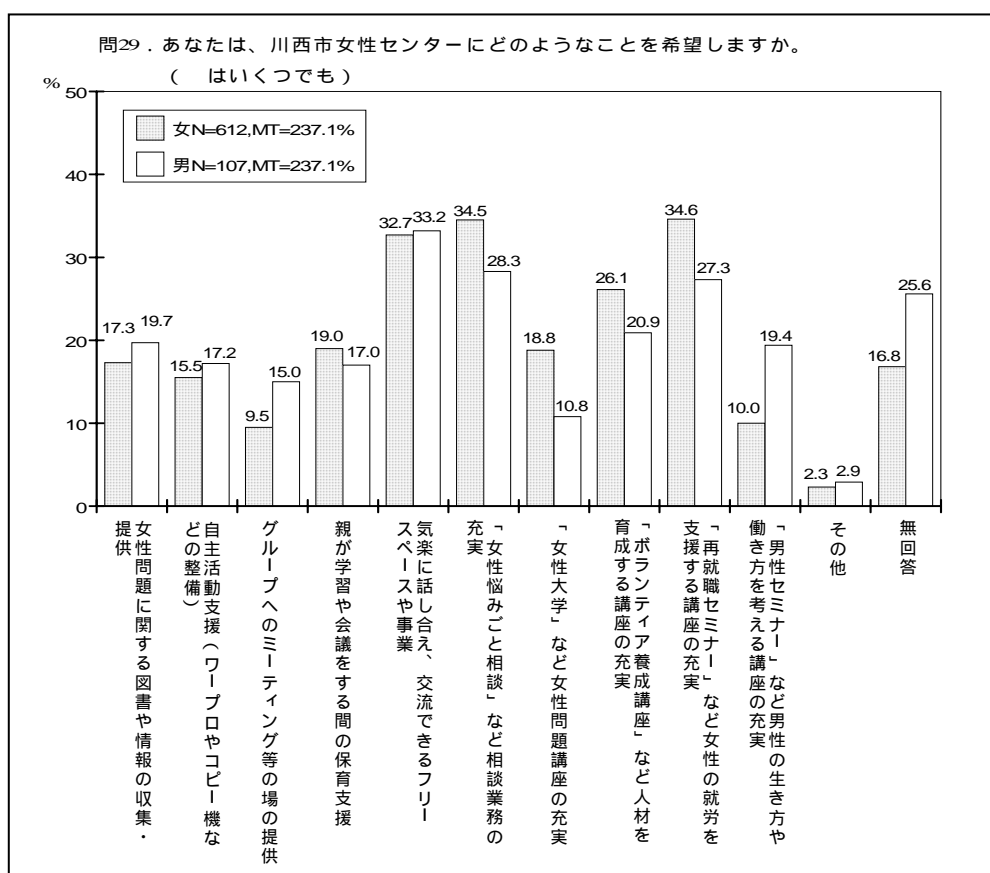
基本課題 18 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実

男女平等を実現するための教育・啓発、相談・援護、情報収集・提供、市民活動の支援などを行うための拠点として、男女共同参画センター機能の拡大と事業の充実を図ります。特に就業支援など自立と実践的行動につながる講座の充実に努めます。これらの機能を果たすため専門職員の設置などソフト面の充実を図ります。

もとより、男女平等に関するすべての事業が男女共同参画センターだけでなされ得るものでなく、各種施設や相談機関のネットワークを構築し、センターがその要として機能するようにします。さらに男女共同参画施策やセンターの事業の効果的なPRを行い、多くの人の利用を促進します。

施策の方向

- 1 男女共同参画センターの機能拡大・事業の充実
- 2 男女共同参画センターに専門職員の配置
- 3 相談関係機関のネットワークシステムの確立



川西市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」平成12(2000)年7月

基本課題 19 市民力の形成

市民社会の成熟とともに、市民が主体的にジェンダー問題に取り組むことが期待されます。そのための力をつける機会が保障されなければなりません。さまざまなNPO、NGO、市民グループが活躍しやすいように、場の提供など支援を積極的に行い、そこで育った人々を市や地域の組織で登用することによって、社会を担う市民力がはぐくまれ、市や地域の発展に大きく貢献することになります。

人と人をつなぎ、資源を活用し、市民活動を支えて、地域の発展を図る専門性をそなえたコミュニティ・ワーカーを養成し、各地域に配置することは、身近な地域から男女共同参画を進めるためにも有効です。これによって福祉と教育を結び付け、住民自治に基づく総合的施策を具体的なものにすることが可能になります。

本市におけるコミュニティ・ワーカーの役割や位置付けなどを平成16(2004)年度を目途に検討し、養成と配置に向けて取り組みます。

施策の方向

- 1 ジェンダー問題に取り組むNPO、NGO、市民グループの支援と登用
- 2 コミュニティ・ワーカーの養成と配置

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進

基本課題 17 . 男女共同参画施策推進体制の充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 市内の連携強化による施策の総合的推進	114	「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に施策を推進する。	男女共同参画・市民活動推進課	15
	115	プランの推進とフォローアップのための専門機関として「男女共同参画審議会」を設置する。	男女共同参画・市民活動推進課	15
(2) 県・他市町との連携強化	116	阪神北県民局管内市町をはじめとする市町・県との連携による効果的な施策展開に努める。	男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
(3) 市民による推進状況チェック機能の整備	117	市民意識調査など市民の声が直接把握できる有効な調査をできるだけ多く実施し、施策への反映に努める。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
	118	市民がプランの進捗状況をチェックする機会（セミナー、シンポジウムなど）を設ける。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
	119	プランの進捗状況を定期的に公表する。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
(4) 政策に関する相談体制の整備	120	男女平等施策に関するオンブズの設置を検討する。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実
(5) 男女共同参画推進のための条例の早期検討	121	男女共同参画推進のための条例の検討を行うとともに条例制定に向けた市民意識の醸成を図る。	男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			男女共同参画センター	15 ~
(6) 男女共同参画のモデルとしての市内体制の整備	122	市内男女共同参画モデル化推進プロジェクト（仮称）を立ち上げ市内体制の整備を図る。 育児・介護休業制度を男性職員が率先して取得するよう啓発に努める。 職員の旧姓等使用制度の実施について検討する。	職員課	15 ~
			男女共同参画・市民活動推進課	15 ~
			関係課	15 ~

基本課題 18 . 男女共同参画センターの整備と相談・援護体制の充実

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) 男女共同参画センターの機能拡大・事業の充実	123	ジェンダー問題解決に向けての事業の拡充を図る。	男女共同参画センター	継続充実
	124	女性の自立を支えるためのフェミニスト・カウンセリングを充実させる。	男女共同参画センター	継続充実
	125	ジェンダー問題関連情報の収集と提供の充実を図る。	男女共同参画センター	継続充実
	126	男女共同参画センター事業の拡充を図るために、近隣の市町村や県・国との連携を図る。	男女共同参画センター	15 ~
(2) 男女共同参画センターに専門職員の配置	127	相談専門員、情報専門員などの配置を検討する。	男女共同参画センター	15 ~
(3) 相談関係機関のネットワークシステムの確立	128	警察をはじめとする関係機関の連携を強化する。	男女共同参画センター	15 ~

基本課題 19 . 市民力の形成

施策の方向	施策番号	具体的施策	所管	実施年度
(1) ジェンダー問題に取り組むNPO、NGO、市民グループの支援と登用	129	女性リーダーを発掘・育成し、人材データベース(女性情報人材リスト)の整備・充実を図る。	男女共同参画センター	15 ~
	130	市民グループのネットワーク化の推進を図る。	男女共同参画センター	継続充実
	131	ジェンダー問題に関する講座等の企画公募制について検討する。	男女共同参画センター	継続充実
(2) コミュニティ・ワーカーの養成と配置	132	コミュニティ・ワーカーの養成・配置に向けての調査研究チームを設置する。	男女共同参画・市民活動推進課	継続充実

第4章 「男女共同参画プラン」 進捗に係る主な指標

「男女共同参画プラン」進捗に係る主な指標

施策番号	項目	15年度から記入			担当課・出所
		単位	総数・割合	(うち女性) (うち男性)	
	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に同感しないと回答したものの割合(女性)	%			意識調査(川西市)
	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に同感しないと回答したものの割合(男性)	%			意識調査(川西市)
	家庭の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(女性)	%			意識調査(川西市)
	家庭の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(男性)	%			意識調査(川西市)
	雇用の機会や職場での賃金待遇で男女が平等になっていると回答したものの割合(女性)	%			意識調査(川西市)
	雇用の機会や職場での賃金待遇で男女が平等になっていると回答したものの割合(男性)	%			意識調査(川西市)
	就業割合(就業者/総数)(女性)	%			国勢調査
	就業割合(就業者/総数)(男性)	%			国勢調査
3	男女混合名簿実施校数(7中学校中)	校			学校教育室
3	男女混合名簿実施校数(16小学校中)	校			学校教育室
6	男女平等教育推進研究校数	校			教育情報センター
8	学校の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(女性)	%			意識調査(川西市)
8	学校の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(男性)	%			意識調査(川西市)
8	幼稚園での人権に関する講演会参加者数(男女別)	人			学校教育室
9	中学校進路指導担当教職員における女性の割合	%			学校教育室
9	トライやる・ウィーク受け入れ事業所数	個所			学校教育室
11	性教育研修参加者数	人			教育情報センター
13	「職員人権研修」の中でジェンダー問題を取りあげた回数	回			人権推進課
13	ジェンダー問題市職員研修会参加人数	人			男女共同参画・市民活動推進課
15	青少年補導委員における人権に関わる研修会参加者数(男女別)	人			青少年センター
15	民生委員・児童委員数(男女別)	人			福祉推進室
15	民生委員・児童委員の人権に関する研修実施回数	回			福祉推進室
15	民生委員・児童委員の人権に関する研修参加者数	人			福祉推進室
16	女性の政治への参画を支える講座数	回			男女共同参画センター
19	公民館と男女共同参画センターとの共催講座数	回			中央公民館
19	公民館と男女共同参画センターとの共催講座参加者数(男女別)	人			中央公民館
20	“ジェンダー”“男女共同参画”“婦人問題”の件名で検索される蔵書件数	件			中央図書館
21	生涯学習センターにおけるジェンダー問題の視点を取り入れた学習授業実施数	回			生涯学習センター
21	総合センターにおいてジェンダー問題を取りあげた回数	回			総合センター
21	総合センターにおいてジェンダー問題を取りあげた際の参加者数(男女別)	人			総合センター
21	男女共同参画フォーラム参加者数	人			男女共同参画・市民活動推進課
21	公民館講座におけるジェンダー問題の視点を取り入れた回数	回			中央公民館
21	公民館講座におけるジェンダー問題の視点を取り入れた講座参加者数(男女別)	人			中央公民館
22	家庭介護教室参加者数(男女別)	人			健康づくり室
23	人権学習グループ活動登録数	グループ			人権・地域教育推進室
23	小学校区啓発推進委員会活動においてジェンダー問題を取りあげた回数	回			人権・地域教育推進室
24	社会教育関係団体人権研修会参加者数(男女別)	人			社会教育課

施策 番号	項目	15年度から記入			担当課・出所
		単位	総数・割合	(うち女性) (うち男性)	
29	広報紙「人権啓発シリーズ 生きる」でジェンダー問題に関する内容を取りあげた回数	回			人権推進課
29	「広報かわにし人権問題特集号」「人権ピラ」でジェンダー問題を取りあげた回数	回			人権推進課
29	人権学習市民講座参加者数	人			人権・地域教育推進室
30	審議会等の女性委員の割合	%			政策室
30	女性委員のいない審議会の割合	%			政策室
32	市民情報クリエイター委員数(男女別)	人			広報広聴課
32	常任委員会女性委員長・副委員長数(委員会数4)	人			市議会事務局
32	市議会議員に占める女性議員の割合	%			市議会事務局
32	公募制度を導入している審議会の割合	%			政策室
33	市職員に占める女性職員の割合	%			職員課
33	市の管理職への女性の登用状況(課長補佐級以上)	%			職員課
33	市の管理職への女性の登用状況(主査級以上)	%			職員課
34	教職員(一般教諭)における女性の割合	%			学校教育室
34	校長(市内中学校)に占める女性の割合	%			総務調整室
34	校長(市内小学校)に占める女性の割合	%			総務調整室
34	教頭(市内中学校)に占める女性の割合	%			総務調整室
34	教頭(市内小学校)に占める女性の割合	%			総務調整室
34	校長昇任時の平均年齢(男女別)	歳			総務調整室
34	教頭昇任時の平均年齢(男女別)	歳			総務調整室
34	指導主事に占める女性の割合	%			総務調整室
35	地域活動の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(女性)	%			意識調査(川西市)
35	地域活動の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(男性)	%			意識調査(川西市)
36	地域出前講座「ごみ学習会」参加者数(男女別)	人			ごみ減量とリサイクル推進課
38	各種ボランティア参加者数	人			社会福祉協議会
38	夜のボランティアスクール参加者数	人			社会福祉協議会
38	サマーボランティアスクール参加者数	人			社会福祉協議会
38	ボランティア活動センター登録者数(男女別)	人			福祉推進室
39	消防定例行事に女性分団が参加した回数	回			消防本部
41	公共施設におけるベビーベッド等新規設置数	箇所			契約管財課
42	公共施設における分煙機器新規設置数	箇所			契約管財課
43	姉妹都市等への訪問団参加者数	人			文化・国際交流課
45	日本語講座参加者数(男女別)	人			文化・国際交流課
45	日本語講師ボランティア登録者数(男女別)	人			文化・国際交流課
45	通訳・翻訳ボランティア登録者数(男女別)	人			文化・国際交流課
45	在日外国人への情報等を提供する「友&愛カード」登録者数	人			文化・国際交流課
45	国際交流協会部会員・実行委員数(男女別)	人			文化・国際交流課
46	青年海外協力隊赴任者数(男女別)	人			文化・国際交流課
46	国際理解講座参加者数	人			文化・国際交流課
47	公民館講座における一時保育実施回数	回			中央公民館
47	公民館講座における一時保育人数	人			中央公民館
48	保育ボランティア養成講座参加者数	人			社会福祉協議会
49	保育所特別保育事業 実施保育所数	個所			すこやか子ども室
51	赤ちゃん交流会数	会数			すこやか子ども室
51	子育てグループ登録数	グループ			すこやか子ども室
51	両親教育インストラクター数	人			すこやか子ども室
52	公園整備・開設数	個所			水と緑の推進課
52	都市公園等の総数	個所			水と緑の推進課
52	都市公園の住民1人当たりの面積	m ²			水と緑の推進課
53	幼稚園施設開放園数	園			学校教育室

施策 番号	項目	15年度から記入			担当課・出所
		単位	総数・割 合	(うち女性) (うち男性)	
53	保育所施設開放回数	回			すこやか子ども室
54	地域総合援護システム・地域安心拠点づくり設置数	箇所			福祉推進室
56	高齢者職業相談室利用状況 新規求人数(男女別)	人			農林・労政課
56	高齢者職業相談室利用状況 来所者数(男女別)	人			農林・労政課
56	高齢者職業相談室利用状況 新規求職者数(男女別)	人			農林・労政課
56	高齢者職業相談室利用状況 採用件数(男女別)	件			農林・労政課
57	起業家支援講座参加者数(男女別)	人			男女共同参画センター
58	起業相談における相談件数(男女別)	件			商工・観光課
58	融資相談における相談件数(男女別)	件			商工・観光課
58	起業支援セミナー参加者数(男女別)	人			商工・観光課
59	融資あっせん件数(男女別)	件			商工・観光課
60	企業人権問題啓発推進協議会 講演参加者数	人			農林・労政課
60	労働情報誌配布数(従業員10人以上雇用する事業所)	部			農林・労政課
61	労働情報誌における「育児・介護休業」に関する特集回数	回			農林・労政課
62	労働情報誌における「男女雇用機会均等法・労働基準法」に関する特集回数	回			農林・労政課
63	労働情報誌における「男女同一価値労働同一賃金の原則」に関する特集回数	回			農林・労政課
64	幼稚園教諭の男性の割合	%			総務調整室
64	幼稚園教諭受験者に占める男性の割合	%			総務調整室
64	職員採用試験受験者に占める女性の割合(病院の看護師等を除く)	%			職員課
64	職員採用試験合格者に占める女性の割合(病院の看護師等を除く)	%			職員課
64	市職員男性保育士応募者数	人			職員課
64	市職員男性保育士数	人			職員課
64	消防職採用試験における女性受験者数	人			職員課
64	市職員女性消防職員数	人			職員課
66	市職員における育児休業取得者数(男女別)	人			職員課
66	市職員における介護休暇取得者数(男女別)	人			職員課
69	病児保育実施所数	箇所			すこやか子ども室
69	延長保育実施率	%			すこやか子ども室
69	認可外保育所入所児童数	人			すこやか子ども室
69	低年齢時(0~2歳児)保育の児童数	人			すこやか子ども室
69	市内乳児保育定員数	人			すこやか子ども室
69	要保育児童数	人			すこやか子ども室
69	保育所待機児童数	人			すこやか子ども室
70	留守家庭児童育成クラブ登録児童数	人			人権・地域教育推進室
71	ファミリー・センター会員数	人			すこやか子ども室
72	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修への派遣職員数	人			職員課
73	労働相談 相談件数(男女別)	件			農林・労政課
73	パート労働相談 相談件数(男女別)	件			農林・労政課
75	パセオ・産業保健受診人数(男女別)	人			農林・労政課
75	小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数(男女別)	人			農林・労政課
76	中小企業勤労者福祉サービス パセオ会員数(男女別)	人			農林・労政課
76	中小企業勤労者福祉サービス パセオ事業所加入率	%			農林・労政課
80	パートサテライト利用状況 求人数(川西)	人			農林・労政課
80	パートサテライト利用状況 求職者数	人			農林・労政課
80	パートサテライト利用状況 採用件数	人			農林・労政課
84	農業委員会委員に占める女性の割合	%			農業委員会事務局

施策 番号	項目	15年度から記入			担当課・出所
		単位	総数・割 合	(うち女性) (うち男性)	
84	生産組合長の女性登用率	%			農林・労政課
84	J A女性部会生活改善グループ会員数	人			農林・労政課
84	農業委員会の女性委員の割合	%			農林・労政課
84	損害評価会の女性委員の割合	%			農林・労政課
84	農・林・漁業就業人口に占める女性の割合	%			国勢調査
85	女性農業士の人数	人			農林・労政課
86	生活研究グループ数	グループ			農林・労政課
87	家族経営協定締結戸数	戸			農林・労政課
89	母親学級参加者数(延べ人数)	人			健康づくり室
90	両親学級参加人数	人			健康づくり室
90	妊婦検診参加人数	人			健康づくり室
90	妊産婦訪問回数	回			健康づくり室
90	新生児訪問回数	回			健康づくり室
91	骨粗鬆症受信者数	人			健康づくり室
92	アミカル(レディーステクニカルバレーボール教室)参加者数	人			スポーツ課
92	体育指導委員に占める女性の割合	%			スポーツ課
92	市民スポーツ組織加入者数(男女別)	人			スポーツ課
92	ニュースポーツ普及講習会及び大会参加者数(男女別)	人			スポーツ課
92	市スポーツ指導者研修会参加者数(男女別)	人			スポーツ課
94	生活習慣病予防教室参加者数(男女別)	人			健康づくり室
94	子宮頸がん検診人数(個別含む)	人			健康づくり室
94	乳がん検診人数(個別含む)	人			健康づくり室
97	ひとり親家庭への介護人派遣事業利用者数	人			すこやか子ども室
98	単親家庭支援事業(親子野外活動)参加者数	人			すこやか子ども室
99	家庭児童相談件数	件			すこやか子ども室
99	母子相談件数	件			すこやか子ども室
99	母子福祉金支給人数	人			すこやか子ども室
99	母子等医療扶助金額	千円			保険年金課
100	市営住宅募集時の母子家庭入居数	世帯			住宅政策課
103	身体障害者知的障害者相談員の相談件数	件			福祉推進室
105	シルバー人材センター会員数	人			いきいき長寿室
105	高齢者大学申込者数	人			中央公民館
105	歩道段差解消割合	%			道路建設課
108	市営住宅募集時の高齢者世帯入居数	世帯			住宅政策課
123	男女共同参画センター講座受講者満足度	%			男女共同参画センター
123	男女共同参画センター講座等実施回数	回			男女共同参画センター
123	男女共同参画センター講座等延参加者数	人			男女共同参画センター
123	男女共同参画センター貸し室利用件数	件			男女共同参画センター
124	男女共同参画センター相談件数	件			男女共同参画センター
125	男女共同参画センター図書・ビデオ数	冊			男女共同参画センター
130	男女共同参画センター登録グループ数	グループ			男女共同参画センター
131	男女共同参画センター公募制度導入事業数	事業			男女共同参画センター
131	男女共同参画センター市民活動グループとの共同事業実施数	事業			男女共同参画センター

資 料

- 1 . 「川西市女性プラン」の総括
- 2 . 市民公聴会の概要
- 3 . 川西市女性問題懇話会設置要綱
- 4 . 川西市女性問題懇話会委員名簿

1. 「川西市女性プラン」の総括

川西市では、平成10(1998)年度に策定した「川西市女性プラン」(改定版)の5つの基本目標とそれぞれの基本目標に対応する18の基本課題に基づいて120の具体的施策に取り組んできました。この度、第2期の「男女共同参画プラン」が策定されるにあたり、現行プランの成果について関連指標を用いて評価を行いました。

その評価や川西市民を対象に平成12(2000)年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果によると、一定の前進がみられたと考えられますが、まだまだ取り組まなければならない課題が数多く残されており、なお不十分な状況にあるといわざるを得ません。

市民一人ひとりの意識変革を進め、社会制度や慣習などに根強く残る固定的な性別役割分業を払拭し、すべての人の人権が尊重される真の男女共同参画社会の実現に向けて、プランの取り組みを一層充実させていく必要があります。

「川西市女性プラン」の検証

達成済のもの、一定成果がみられたものをあげています。(数字は「川西市女性プラン」の具体的施策の番号)

基本目標1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進

- 1 男女平等教育推進委員会を設置する。
- 2 男女平等教育推進のためのガイドラインを策定する
「学校園における男女平等教育のガイドライン かがやき ~ジェンダーフリーへの気づき~」を平成14(2002)年3月に策定。
- 3 男女混合名簿を小学校・幼稚園・保育所で実施する。
- 9 中学校での技術・家庭科男女共修を充実させる。
- 13 性教育の指導手引書・副読本を作成する。
「性に関する教育 指導の手引書」小・中学校編を平成11(1999)年度に策定。
- 21 市職員対象の階層別・職務別等研修の充実を図る。
ジェンダー問題職員研修会の実施(平成10年度から)。
- 30 メディアにおける女性の人権尊重を進めるための啓発・学習を推進する。
「ジェンダーフリーの表現ガイドライン 気付き編」を平成11(1999)年度に策定。
- 33 「人権教育のための国連10年」への取り組み
「人権教育のための国連10年・川西市行動計画」を平成12(2000)年3月に策定。

基本目標1 男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進

施策 番号	項目	単位	改定時		終了時		担当課・出所
0	「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に同感しないと回答したものの割合（男性）	%	24	(H9度)	25	(H12度)	意識調査（川西市）
0	家庭の中で男女が平等になっていると回答したものの割合（女性）	%	12	(H9度)	12	(H12度)	意識調査（川西市）
0	家庭の中で男女が平等になっていると回答したものの割合（男性）	%	26	(H9度)	27	(H12度)	意識調査（川西市）
0	雇用の機会や職場での賃金待遇で男女が平等になっていると回答したものの割合（女性）	%	2	(H9度)	2	(H12度)	意識調査（川西市）
0	雇用の機会や職場での賃金待遇で男女が平等になっていると回答したものの割合（男性）	%	12	(H9度)	4	(H12度)	意識調査（川西市）
4	男女混合名簿実施校割合（中学校）	%	0	(H9度)	29	(H14度)	教育指導室
4	男女混合名簿実施校割合（小学校）	%	50	(H9度)	100	(H14度)	教育指導室
7	男女平等教育推進研究校数	校	—	—	1	(H14度)	教育情報センター
10	学校の中で男女が平等になっていると回答したものの割合（女性）	%	17	(H9度)	19	(H12度)	意識調査（川西市）
10	学校の中で男女が平等になっていると回答したものの割合（男性）	%	33	(H9度)	32	(H12度)	意識調査（川西市）
12	性教育研修参加者数	人	8	(H11度)	64	(H14度)	教育情報センター
15	生涯学習センターにおけるジェンダー問題の視点を取り入れた学習授業実施数	回	1	(H10度)	1	(H13度)	生涯学習センター
15	女性フォーラム参加者数	人	331	(H10度)	350	(H13度)	男女共同参画・市民活動推進課
16	家庭介護教室参加者数	人	89	(H10度)	56	(H13度)	健康づくり室
17	人権学習グループ活動登録数	グループ	7	(H10度)	8	(H13度)	人権教育室
18	女性の政治への参画を支える講座数	回	2	(H10度)	1	(H13度)	男女共同参画センター
20	ジェンダー問題市職員研修会参加人数	人	170	(H10度)	150	(H13度)	男女共同参画・市民活動推進課
23	企業人権問題啓発推進協議会 講演参加者数	人	—	—	86	(H14度)	農林・労政課
25	民生委員・児童委員数（女性）	人	177	(H10度)	187	(H14度)	福祉推進室
25	民生委員・児童委員数（男性）	人	56	(H10度)	56	(H14度)	福祉推進室
25	民生委員・児童委員の人権に関する研修実施回数	回	2	(H10度)	1	(H14度)	福祉推進室
25	民生委員・児童委員の人権に関する研修参加者数	人	—	—	174	(H14度)	福祉推進室
34	人権学習市民講座参加者数	人	90	(H10度)	33	(H13度)	人権教育室

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

- 36 審議会等への登用方策として公募制度の導入を検討する。
女性問題懇話会等において市民公募制度を導入。
- 46 公共施設の男女双方のトイレに可能な限りベビーベッド・ベビーホルダーを設置する。
新設公民館、男女共同参画センターに設置。
- 47 公共施設の喫煙制限、分煙化を推進する。
平成12(2000)年に市役所1階市民ホールに分煙ブースを、1階市民ギャラリー及び2階来庁者用スペースに分煙カウンターを各1台設置。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

施策 番号	項目	単位	改定時		終了時		担当課・出所
35	常任委員会女性委員長・副委員長数(委員会数4)	人	1	(H10度)	2	(H14度)	市議会事務局
35	審議会等の女性委員の割合	%	21	(H10度)	23	(H13度)	政策室
35	女性委員のいない審議会の割合	%	14	(H10度)	24	(H13度)	政策室
36	公募制度を導入している審議会の割合	%	4	(H10度)	9	(H13度)	政策室
38	市民情報クリエイターに占める女性の割合	%	82	(H10度)	90	(H12度)	広報広聴課
38	市議会議員に占める女性議員の割合	%	11	(H10度)	20	(H14度)	市議会事務局
39	市職員に占める女性職員の割合	%	32	(H10度)	34	(H14度)	職員課
39	市の管理職への女性の登用状況(課長補佐級以上)	%	9	(H10度)	9	(H14度)	職員課
39	市の管理職への女性の登用状況(主査級以上)	%	11	(H10度)	13	(H14度)	職員課
40	校長(市内中学校)に占める女性の割合	%	0	(H10度)	0	(H14度)	教職員課
40	校長(市内小学校)に占める女性の割合	%	25	(H10度)	25	(H14度)	教職員課
40	教頭(市内中学校)に占める女性の割合	%	0	(H10度)	0	(H14度)	教職員課
40	教頭(市内小学校)に占める女性の割合	%	31	(H10度)	19	(H14度)	教職員課
40	指導主事に占める女性の割合	%	0	(H10度)	14	(H14度)	教職員課
41	地域活動の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(女性)	%	5	(H9度)	6	(H12度)	意識調査(川西市)
41	地域活動の中で男女が平等になっていると回答したものの割合(男性)	%	15	(H9度)	16	(H12度)	意識調査(川西市)
42	地域出前講座「ごみ学習会」男性の参加割合	%	-	-	14	(H13度)	ごみ減量とリサイクル推進課
43	各種ボランティア参加者数	人	413	(H10度)	256	(H13度)	社会福祉協議会
43	夜のボランティアスクール参加者数	人	17	(H10度)	11	(H13度)	社会福祉協議会
43	サマーボランティアスクール参加者数	人	26	(H10度)	15	(H13度)	社会福祉協議会
43	ボランティア活動センター登録者に占める男性の割合	%	21	(H10度)	18	(H14度)	福祉推進室
47	公共施設における分煙機器新規設置数	箇所	-	-	3	(H12度)	契約管財課
48	姉妹都市等への訪問団参加者数	人	5	(H10度)	0	(H13度)	文化・国際交流課
50	英語スピーチコンテスト参加者数	人	30	(H10度)	30	(H12度)	教育情報センター
50	日本語講座参加者数	人	57	(H10度)	73	(H13度)	文化・国際交流課
51	国際理解講座参加者数	人	96	(H10度)	148	(H13度)	文化・国際交流課
52	公民館保育利用回数	回	30	(H9度)	83	(H14度)	中央公民館
53	保育ボランティア養成講座参加者数	人	24	(H10度)	9	(H13度)	社会福祉協議会
54	保育所特別保育事業 実施保育所数	箇所	3	(H10度)	3	(H13度)	すこやか子ども室
56	赤ちゃん交流会数	会数	-	-	13	(H14度)	すこやか子ども室
56	子育てグループ登録数	グループ	-	-	25	(H14度)	すこやか子ども室
56	両親教育インストラクター数	人	1	(H10度)	1	(H14度)	すこやか子ども室
57	公園整備・開設数	箇所	2	(H10度)	3	(H13度)	水と緑の推進課
58	幼稚園施設開放園数	園	10	(H10度)	10	(H14度)	教育情報センター
58	保育所施設開放回数	回	0	(H10度)	4	(H13度)	すこやか子ども室

基本目標 3 女性の就業の促進と労働条件の整備

- 59 在宅介護、一人暮らしの高齢者の生活を支えるために、小学校区単位の「地域総合援護システム」の地域拡大を図っていく。
地域総合援護システム(現在は「地域安心拠点づくり」)を明峰・けやき・大和の3箇所に設置。
- 69 保育所における多様な保育サービスを整備する。
平成12(2000)年3月から全公立保育所において午後7時までの延長保育を実施。
- 71 ファミリーサポートセンターの設置を早急に検討する。
ファミリーサポートセンターを平成12(2000)年7月にスタート。
- 72 セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組み
「川西市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」の施行及び「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」の制定(平成11(1999)年度)。
平成14(2002)年度には市職員相談窓口に専門カウンセラーを新設。
- 89 起業に関する相談機関の紹介等の対応に努める。
平成13(2002)年度から、中小企業の出張相談を阪神北地域中小企業支援センターからコーディネーターを招き実施。

基本目標3 女性の就業の促進と労働条件の整備

施策番号	項目	単位	改定時		終了時		担当課・出所
59	地域総合援護システム・地域安心拠点づくり設置数	箇所	1	(H9度)	3	(H14度)	福祉推進室
60	労働情報誌配布数(従業員10人以上雇用する事業所)	部	550	(H10度)	504	(H13度)	農林・労政課
61	労働情報誌における「育児・介護休業」に関する特集回数	回	—	—	1	(H13度)	農林・労政課
62	労働情報誌における「男女雇用機会均等法・労働基準法」に関する特集回数	回	—	—	1	(H12度)	農林・労政課
64	職員採用試験受験者に占める女性の割合(企業を除く)	%	45	(H11度)	35	(H13度)	職員課
64	職員採用試験合格者に占める女性の割合(企業を除く)	%	56	(H11度)	44	(H13度)	職員課
64	市職員男性保育士応募者数	人	5	(H11度)	8	(H13度)	職員課
64	市職員男性保育士数	人	1	(H10度)	1	(H14度)	職員課
64	消防職採用試験における女性受験者数	人	2	(H11度)	13	(H13度)	職員課
64	市職員女性消防職員数	人	0	(H10度)	2	(H14度)	職員課
66	市職員における育児休業取得者数(女性)	人	14	(H10度)	22	(H13度)	職員課
66	市職員における育児休業取得者数(男性)	人	0	(H10度)	0	(H13度)	職員課
66	市職員における介護休暇取得者数(女性)	人	1	(H10度)	0	(H13度)	職員課
66	市職員における介護休暇取得者数(男性)	人	1	(H10度)	1	(H13度)	職員課
69	延長保育実施率	%	—	—	100	(H13度)	すこやか子ども室
69	無認可保育所入所児童数	人	2,505	(H10度)	3,562	(H13度)	すこやか子ども室
69	市内乳児保育定員数	人	0	(H11度)	23	(H13度)	すこやか子ども室
69	要保育児童数	人	868	(H9度)	1,163	(H13度)	すこやか子ども室
69	保育所待機児童数	人	110	(H9度)	199	(H13度)	すこやか子ども室
70	留守家庭児童育成クラブ登録児童数	人	475	(H10度)	567	(H14度)	教育情報センター
71	ファミリーサポートセンター会員数	人	—	—	269	(H13度)	すこやか子ども室
72	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修への派遣職員数	人	0	(H11度)	2	(H13度)	職員課
73	労働相談 相談件数	件	—	—	30	(H13度)	農林・労政課
76	高齢者職業相談室利用状況 新規求人数	人	282	(H10度)	142	(H13度)	農林・労政課
76	高齢者職業相談室利用状況 来所者数	人	5,292	(H10度)	8,518	(H13度)	農林・労政課
76	高齢者職業相談室利用状況 新規求職者数	人	505	(H10度)	517	(H13度)	農林・労政課
76	高齢者職業相談室利用状況 採用件数	件	128	(H10度)	113	(H13度)	農林・労政課
78	パセオ・産業保健受診人数	人	1,491	(H10度)	1,042	(H13度)	農林・労政課
78	中小企業勤労者福祉サービス パセオ会員数	人	2,176	(H10度)	2,112	(H13度)	農林・労政課
78	中小企業勤労者福祉サービス パセオ事業所加入率	%	3	(H9度)	3	(H13度)	農林・労政課
78	小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数	人	405	(H10度)	463	(H13度)	農林・労政課
81	パートサテライト利用状況 求人数(川西)	人	5,038	(H10度)	7,728	(H13度)	農林・労政課
81	パートサテライト利用状況 求職者数	人	4,157	(H10度)	3,066	(H13度)	農林・労政課
81	パートサテライト利用状況 採用件数	人	286	(H10度)	325	(H13度)	農林・労政課
84	農業委員会委員に占める女性の割合	%	0	(H10度)	5	(H13度)	農業委員会事務局
84	生産組合長の女性登用率	%	—	—	0	(H13度)	農林・労政課
84	農業委員会の女性委員の割合	%	0	(H10度)	1	(H13度)	農林・労政課
84	損害評価会の女性委員の割合	%	0	(H10度)	0	(H13度)	農林・労政課
86	女性農業士の人数	人	0	(H10度)	1	(H13度)	農林・労政課
87	生活研究グループ数	グループ	2	(H10度)	2	(H13度)	農林・労政課
87	家族経営協定締結戸数	戸	—	—	3	(H13度)	農林・労政課
89	起業支援セミナー参加者数	人	—	—	29	(H12度)	商工・観光課

基本目標 4 母性の保護と健康・福祉の増進

- 92 母性についての正しい認識の浸透を図る。
母親学級、両親学級、妊婦訪問事業の実施。
- 93 育児環境の変化に応じた母子保健事業の充実を図る。
乳幼児検診、母親学級を卒業した親の交流会、妊婦交流会、新生児訪問の実施。
- 95 生涯を通じた健康の保持増進のため、健康診断の受診機会の確保に努めるとともに、女性のもつ健康問題を積極的に取りあげた健康教育・相談の実施を図る。
基本健康診査、骨検診、子宮頸がん検診、乳がん検診の実施。
- 100 ひとり親家庭等の公営住宅の優先入居について充実に努める。
ひとり親家庭等を対象に、年2回行う市営住宅の空家募集において、募集戸数2戸以上の団地について優先枠の確保を実施。

基本目標 4 母性の保護と健康・福祉の増進

施策 番号	項目	単位	改定時		終了時		担当課・出所
92	母親学級参加者数（延べ人数）	人	966	(H10度)	990	(H13度)	健康づくり室
93	両親学級参加人数	人	120	(H10度)	162	(H13度)	健康づくり室
93	妊婦検診参加人数	人	203	(H10度)	199	(H13度)	健康づくり室
93	妊産婦訪問回数	回	74	(H10度)	107	(H13度)	健康づくり室
93	新生児訪問回数	回	126	(H10度)	143	(H13度)	健康づくり室
94	骨粗鬆症検診受診者数	人	662	(H10度)	550	(H13度)	健康づくり室
95	生活習慣病予防教室参加者数	人	65	(H10度)	92	(H13度)	健康づくり室
95	子宮頸がん検診人数（個別含む）	人	1,954	(H10度)	2,244	(H13度)	健康づくり室
95	乳がん検診人数（個別含む）	人	1,473	(H10度)	1,585	(H13度)	健康づくり室
96	アミカル（レディーステクニカルパレーボール教室）参加者数	人	164	(H10度)	206	(H13度)	スポーツ課
97	ひとり親家庭への介護人派遣事業利用者数	人	0	(H10度)	1	(H13度)	すこやか子ども室
98	単親家庭支援事業（親子野外活動）参加者数	人	—	—	37	(H13度)	すこやか子ども室
99	家庭児童相談件数	件	1,963	(H10度)	2,265	(H13度)	すこやか子ども室
99	母子相談件数	件	682	(H9度)	739	(H13度)	すこやか子ども室
99	児童扶養手当受給者数	人	625	(H9度)	821	(H13度)	すこやか子ども室
99	母子福祉金支給人数	人	647	(H10度)	801	(H13度)	すこやか子ども室
99	母子等医療扶助金額	千円	46,998	(H10度)	63,343	(H13度)	保険年金課
100	市営住宅ひとり親家庭入居数	人	9	(H10度)	4	(H13度)	住宅政策課
103	身体障害者知的障害者相談員の相談件数	件	—	—	124	(H14度)	福祉推進室
105	シルバー人材センター会員数	人	—	—	899	(H14度)	いきいき長寿室
105	高齢者大学申込者数	人	84	(H9度)	89	(H14度)	中央公民館
105	歩道段差解消割合	%	35	(H9度)	90	(H13度)	道路建設課
108	市営住宅高齢者世帯入居数	人	8	(H10度)	8	(H13度)	住宅政策課

基本目標 5 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進

111 市民意識調査など市民の声が直接把握できるよう有効な調査をできるだけ多く実施し、施策への反映に努める。

「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を平成12(2000)年度に実施。

113 プランの進捗状況を定期的に公表する。

115 女性センターの機能拡大・事業の充実

平成14(2002)年6月に男女共同参画・市民活動センターとして移転、オープン。

116 女性の自立を支えるためのフェミニスト・カウンセリングを充実させる。

平成13(2001)年度に相談員を公募し、相談事業の充実を図る。

基本目標 5 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進

施策 番号	項目	単位	改定時		終了時		担当課・出所
115	男女共同参画センター講座受講者満足度	%	—	(H10度)	96	(H13度)	男女共同参画センター
115	男女共同参画センター講座等実施回数	回	12	(H10度)	9	(H13度)	男女共同参画センター
115	男女共同参画センター講座等延参加者数	人	563	(H10度)	991	(H13度)	男女共同参画センター
115	男女共同参画センター貸し室利用件数	件	1,466	(H10度)	1,519	(H13度)	男女共同参画センター
116	男女共同参画センター相談件数	件	157	(H10度)	179	(H13度)	男女共同参画センター
117	男女共同参画センター図書・ビデオ数	冊	745	(H10度)	730	(H13度)	男女共同参画センター
119	男女共同参画センター登録グループ数	グループ	38	(H10度)	41	(H13度)	男女共同参画センター
120	男女共同参画センター公募制度導入事業数	事業	1	(H10度)	0	(H13度)	男女共同参画センター

2. 市民公聴会の概要

1 目的

男女共同参画社会実現への川西市の指針である「第2期男女共同参画プラン」策定にあたり市民公聴会を開催し市民の意見を本市施策に反映する。

男女共同参画に関する取り組みに関心を持ち、活動している市民の方を対象に「川西市女性プラン（改定版）」「男女共同参画社会に関する市民意識調査」「男女共同参画プラン策定に向けての提言」などをベースにご意見をいただく。

2 内容 「第2期男女共同参画プラン」策定に向けて - 市民公聴会 -

	日時・場所	内容	講師
第一回	10月25日(金) 午後2時~4時 川西市役所 201会議室	川西市の取り組み経過、市民意識 今後の課題 「女性問題懇話会からの提言」 について	上杉 孝實さん 龍谷大学教授 川西市女性問題懇話会委員 井上 チイ子さん 男女共同参画センターチーフアドバイザー 川西市女性問題懇話会委員
第二回	10月28日(月) 午前10時~12時 男女共同参画センター 会議室A	「第2期男女共同参画プラン」 策定に向けて - 市民公聴会 -	井上 チイ子さん

3 募集 20人 市内在住・在勤 原則2回とも参加できる方
実費弁償として2回あわせて1,000円支払。
保育有り 1歳6ヶ月以上就学前。先着順

4 参加人数

応募者数 25人

参加者数 19人

5 広報 10月15日号「広報かわにし」に掲載

6 市民公聴会で提出された意見について

提出された「私の意見シート」は、無記名で公表する。

男女共同参画社会実現に向けて

私の意見

「女性問題懇話会からの提言」の内容、第1回目の講演を踏まえ、あなたのご意見・提案・お考えなどをお書きください。 ご記入の上、第2回目(28日)にお持ちください。

お名前 _____

「提言の基本目標」の該当する部分にお書きください。

基本目標1	男女平等と共同参画のための教育・啓発の推進
基本目標2	あらゆる分野への男女共同参画の促進
基本目標3	女性の就業促進と労働条件の整備
基本目標4	性と生殖に関する健康と権利の増進

裏面に続く

お名前 _____

基本目標 5 男女の安全で安心なくらしづくりの条件整備
基本目標 6 男女共同参画社会実現のための総合施策の推進
その他、ご自由にお書きください

基本目標1

男女が真に自立するために仕事も家庭も地域活動も男女がともに担う社会をめざす意識変革の推進のため、教育の中で子ども時代から醸成するとともに一般社会にも啓発を。

教員研修の充実 大阪市でジェンダー教育の実践をされている教員の授業参観及び体験談を聞く
七尾市が小中学生を対象に男女共同参画に関する標語やポスター、川柳、作文を募集した作品集を出して、子ども達の意識を知ると同時にそれを利用した啓発をしている。本市でも、そのような取り組みを。子ども達からの発信は意外と市民に受け入れられやすいかも。

女性差別の問題に対して気付くことが第一歩

男女が共にいきいきと生きる、暮らせることのできる社会を築くためには、若い親となる世代がしっかりと男女平等を認識し、子どもが生まれる前から、男女平等、共同参画、ジェンダー問題を意識し、自然に当たり前として育てていかなければならない。

基本課題に基づき、具体的に目標を掲げ実行して結果を出すことが大事。例えば、男女混合名簿において市内全学校園を目標に、学校園・家庭・地域にもジェンダー問題を意識化し、男女共同参画の学習につなげる。とにかく身近なこと一つから実行。

幼い頃からの教育で言うならば、おとなになってからなかなか意識は習慣や癖で変えられないと思うが、子どもの頃からであれば自然と身に付くと思うので、今の義務教育はとても大切だと思う。一人ひとりの個性を大切にしていける教育はもっと重要だし教師も今のままではダメだと思う。海外に行くと自分がつくづく日本人の枠ではめられているのがわかるから。

中高年、女性はもちろんですが、男性への働きかけが必要です。

親世代の考え方も変えていけたらいいと思う。

私も仕事の関係上一昨年、フォーラム、市活等がかかわらせていただいておりますが、一般的にはまだ浸透しておらず、私自身こちらにかかわる前は皆無に等しい知識でした。

如何に市民の皆さんに感心もっていただけるようしむけるか、今後の課題でしょうが正直私の周辺ではほとんど無関心層です。

男女平等を高校とか大きくなってからではなく幼い頃から教育していくと、おとなになったとき男と女同じなんだ、という考え方が体にしみつく。昭和3年生まれ私の兄が10代の頃、呉市に軍需用品を作るために出向き、部品等の材料が届かず毎日毎日防空壕を掘っていたが、戦争に負けるとは全く思いもしなかった。教育によるものだったと思うといっていた。教育、それも小さいときに最も大切だと思う。

教員研修第一。生徒の立場に立ち、思いやりの心で信頼されることがスタート。

現在学校に子どもが通っていないので教育現場のことはわかりません。私が小さいときからの教育、育てられ方、環境等から身に付いた部分が要所所で不平等な考え方や行動、言動がでてくることがあります。センターなどで勉強して頭では理解していても無意識にでてくるようです。まだまだこれらのことは歴史が浅く、本当に根付くには繰り返し繰り返し啓発していく必要を自分自身強く感じます。男性にも同じことがいえると思います。

指導的(種々の分野階層)な立場の人材の充実(質的向上)と絶えざる研修がまず必要。

教育の重要性を痛感します。良妻賢母の教育を徹底的に受けた高齢女性の認識が次の世代につながり、性別役割分業の日本社会を形成してきたと思います。教育の場の啓発を期待します。

今、不況の下、就職難で特に女子は厳しい。企業、事業者の意識を変えていくことが急がれている。国、県、市等機会あるごとに男女平等を明記し、伝えていく教育啓発活動をもっと頻繁に行っていくことが必要。特に学校教育は大切に適正な教科書の下に歴史を正しく教えると共に特に憲法で人としての権利、男女平等をうたわれている項について子ども達の胸に落ちるようじっくりと教育する必要がある。学校現場においても同じだと思う。

幼稚園、保育園、学校において男女別に行動、活動する際、「男子を先に」という場面が多くみられないか? 根拠がないのでは。

市役所内でも部署によってはジェンダー問題に全く理解が及んでいない対応を受けることがある。公民館の館長などにはもっと女性の登用があっても良いのでは。

母親同士の会話の中で、男児、女児への固定観念が色濃い。

学校園において男女平等教育の推進

教職員へのジェンダー教育、男女共生への啓発

家庭内での教育、啓発(話し合い)

事業所への教育、啓発。一定の成果があった事業所に対しての報奨と広報紙に掲載することなどにより一層の向上を促す。

基本目標2

議会、審議会とともに市政の政策・方針決定に重要な役割を果たす市の管理職に関し、女性比率を職員の女性比率と同率になるよう年次計画を立てて促進するとともに全ての部課で女性管理職が複数以上配置されるよう登用を積極的に進める。

仕事をもつ男女の地域活動の参画促進のため、公民館や男女共同参画センターの夜間休日の内容をより充実させる。

男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実 少子化が著しい本市では子どもが欲しい人があきらめることのないように小松市が実施している勤労者育児・介護休業生活資金融資制度を考えてみてはどうか。(育児休業、介護休業を取得した勤労者にゆとりをもって育児等に専念してもらうため生活資金を貸す制度)

女性議員数を増やす方策について議会独自の取り組みを、という提言がとても良いと思う。議員もジェンダー問題に敏感な視点を持った人を。まだまだ家庭責任を担うのは女性が多い。女性と子どもに対する支援体制は是非必要。

全ての人がジェンダーフリーな世の中へ、男女共同参画が当たり前の世の中にする地道な啓発活動が必要。

最近、自治会の回覧で「男の料理教室」の案内を目にします。少しずつ意識の変化も感じられますが、やはり組織の代表者には男性が多いです。地域活動の実際の動きは女性が多く、女性のエンパワメント、力を付け、政策・方針決定の場へ参画できるような場を作る。

お互いやりたいことに女だから、男だからというのはおかしい。適材適所が人間にはあると思う。

地域の「公民館」を中心とする参加、参画の促進。パレット川西では狭い。拡大へ。

ある程度元気な老人のための宅老所もあればいいと思う。

<p>もちろん全般的取り組みが必要ですが、地域社会での男性の台頭、目に余るものがあります。特に昔何々だったという傘を被りひけらかす、遠慮してほしいものです。女性の出る場合は全然ありません。</p> <p>女性は呼びかけられると出かけるが、積極的に自ら進み出るということは皆無です。最近、市の呼びかけが多くなり出る機会が増えましたが、やはり女性だから...のところがどこかに潜んでいます。それを払拭する施策がぜひ必要だと思います。</p> <p>個人を大切に。あらゆるものが男女共同参画に結びつく。まず、行政が率先して、男性、女性の職員数の格差をなくすよう採用の時に同じ人数にすれば、行政から男性も育児休暇を取るようになればよい。企業はそうでなくてもリストラや倒産で休んでいるうちに会社がなくなるという恐れもある時代、企業ではもう既に終身雇用、年功序列は崩れてしまっているといっても過言ではない。3年の育児休暇を取っても本人が努力しなければ復帰してなかなかついていけない。</p> <p>提言のp4(4, 5, 6, 7)を核にステップバイステップでがんばるべきだ。</p> <p>市民公募で女性の審議会委員の数は増えつつあるように聞いています。この調子で増えていってほしいと思います。ですが、審議会の会長、学識経験者等に男性が多いように思われます。介護分野でも女性に頼っている現状だと思います。施設においても雑用的な部署には女性が多くみられます。</p> <p>できる部分から積極的格差是正政策をとること。例えば市役所案内コーナーを警備会社に下請けに出すとか、24時間保育・学童保育の充実と発展等。(再開発ビル、不利用の旧電話局舎等の利用)</p> <p>あらゆる意思決定の場に女性の登用をもっと望む。議会の場においても、地方自治体、国に関わらず、クォータ制など目標を設けて計画を立て、実現していく必要があり急がれる。企業事業所などでも女性をもっと採用してほしい。あらゆる場面で男女が共に協力、共同しあえるように。しかし、まだその域に達していない。程遠い感がある。</p> <p>川西市職員、部長職では女性の登用は皆無。議会傍聴した際に川西のこれからに心細さを感じた。</p> <p>自治会活動での会長など幹部職は男性が多く、女性は下働きの役割が多くみられる。また、公園清掃などでは一般会員の男性参加が少ない。</p> <p>川西市の特徴としてベッドタウンの性格上、サラリーマン家庭が多く夫の労働上の時間的制約もあり、家事、育児を一手に引き受けている割合が高く感じられる。公民館講座などでジェンダー問題を取り入れること。</p> <p>限られた条件の中で最大限ジェンダー問題への関心呼びかける工夫を望む。</p> <p>国内初の「子どもの人権オンブズパーソン」を設けたように「男女平等オンブド」を設け活性化を促してはどうか。</p>
--

<p>基本目標3</p> <p>女性が結婚、出産後も長く働き続けるために保育所を整備し乳児保育長時間保育を充実させるとともに学童保育も時間延長し通勤時間の長い本市の現状に対応させること。</p> <p>女性が長く働き続けるためのバックアップ制度として育児休業が3年に延長されたが、それを従来のように女性のみが取得するのは本人と職場の負担がますます増大するので、例えば3ヶ月は男性の取得を義務付ける等男性の育児休業を推進する具体策を講じること。</p> <p>雇用形態の多様化に対応した労働条件の格差是正 パート労働者に対する雇用条件の整備をはかるとともに、企業に対し指導をしてほしい。</p> <p>(1)労働基準法、最低賃金の適用、社会保険の適用の加入促進等の指導、監督 (2)パート労働法の周知徹底 (3)中小企業退職金制度への加入条件改正の周知徹底 (4)就業規則の整備及び社会保険の適用等の指導、啓発 (5)企業内健康診断の対象とするための指導 育児介護休業制度の普及、定着に向けた指導</p> <p>育児休業を取った女性は昇格が遅れることを聞いた。働いている女性が仕事と育児どちらを取るかのつらい選択を迫られることのないように支援と社会通念(子どもを産んだら母親が育てるべき)の意識変革を。</p> <p>「育児両立支援奨励金」「看護休暇制度導入奨励金」の制度が出来たことを労政ニュースで知った。有効に活用されるように。基本課題11は女性の働く形として一番多いことがよくわかった。</p> <p>実技の習得と学習を法律も入れて。更に主婦の年金についての学習講座を。</p> <p>川西には女性の働く場が少なく、通勤時間をかけて働きに行くには家庭との両立が現実には難しい。多くの職業訓練所を望む。現在伊丹職業訓練校は障害者対象となっており垂水まで行かなければならない。子育てがすんだ女性にも職業能力開発のチャンス。</p> <p>30歳代から女性が働くのはとても大変だと思う。結婚してから子育てしながら働くことの大変さもさることながら、女性一人で生活していくのも大変です。やはり世間の目が厳しいし、受け入れがなっていない。これもやはり日本の今までの社会環境が大きな要因だと思う。</p> <p>国の政策に追うところが大きい。企業トップの考え方。</p> <p>スキルアップできる講座を多く開く。</p> <p>国家、地方公務員等では、男女の労働条件は平等に近づけるよう努力して、充実してきているようですが中小企業においては皆無です。</p> <p>女性はお茶くみ、掃除は必須で、上下関係は厳しく、昔の兵隊規律とまではいなくても時間に縛られた単純作業は女性にふり充てられている現状です。</p> <p>もちろん、給与も男女格差ははっきりしていて、働く意欲を失います。(勤めているとセンターの講座には絶対参加できません)</p> <p>センターでの講座だけでなく職場に入り込んだ社員講座を市の方で企画できないでしょうか。勤務時間内での社員の会社研修が一番効果あります。</p> <p>平等な社会、就職差別のない社会と厳しくすれば表向きは男女平等の求人広告であっても水面下では女性を採用しない。マラソンにしても男性は2時間10分を切り女性は2時間20分台が一番早い。握力、肺活量等は男女違うのだからお互いの思いやりも大切。</p>

<p>長く勤めるつもりでも、結婚で、子育てで、介護で、又は夫の転勤で退職など女性には関門がたくさんあります。社会全体で考え、取り組んでいかなければ個人的には難しいと思います。少子化にも影響していると思います。</p> <p>パートやワークシェアリングへと傾斜している労働(条件・環境)の中で行政、市民グループによる申し入れと具体的対応(受け入れ状況)の確認作業とその公表といったシステム作りに進む必要がある。</p> <p>女性の就業促進に具体的に役立つ研修、講座の修了者が就職に役立つ次のステップの研修の準備と県の職業訓練所の採用枠の拡大など現実的な方策を打ち出してください。</p> <p>不況の下、特に女子学生の就職差別はひどいものがある。企業の事業者の意識改革が必要。世界的にみても賃金、昇格差別があり日本は大変遅れている。裁判などで自らの意思で戦い勝利した例も最近多く出てきている。ILOや労働基準法にのっとって指導だけでなく監督し、今の状況を変えていく行政の役割と企業の中での意識改革を目標としていく必要がある。深夜労働、過労死寸前など労働条件の改善も必要。</p> <p>育児世代の女性達の熱い社会参画への思いを感じる場面が頻繁にある。現代の就業時間などの社会的整備は急務ではあるが、育児をしながらの社会参画への「案内ガイド」として的確な講座や支援体制が望まれる。再就職講座というネーミングでなくても良いのではないか。</p> <p>「効果的な履歴書の書き方」「公的文書の書き方」「電話などの対応の仕方」「抜け落ちのないコミュニケーションの取り方」など具体的実務的な講座を提案する。</p>
<p>市内及び近隣での雇用促進 保育所の数と場所の問題</p>

<p>基本目標4</p>
<p>自分の健康と性を自己管理できるよう意識を高めるための啓発と情報提供、相談体制の整備</p>
<p>精神的な健康を損なうことになった、特に一人暮らしの人や高齢者に対する対策が必要。(自分から相談できない場合もある)</p>
<p>全ての生物の摂理に従い、人間も男女が仲良く話し合い睦み合い、希望する妊娠、出産を、一人では出来ない作業である。2人の責任で生み育てる義務がある。暴力による性は動物、生物にあるのだろうか。人間は考えることができる。ルールを守る世の中になりたい。</p>
<p>少子化、高齢化社会という点でも対応が必要です。</p>
<p>こうして2年間がかかわらせていただいて、本当に少しずつ理解できてきている現状です。</p>
<p>親子関係、性の問題、仕事一筋で忘れていた問題です。一般的には皆さんの関心はほとんどなく、今更という部門でしょうね。でも生きていくためには必要なこと。特に若い方の薬物乱用、ダイエットの問題など取り上げる必要を感じます。</p>
<p>女性にある生まれながらの性(出産)は男性には出来ない。母性を大切に扱うことは決して差別ではない。女性も母体保護で休むのは権利なのだから、無理をせず健康であることが大事だ。</p>
<p>高齢化の進んでいる川西市では、高齢者福祉も大切ですが、寝たきり老人をつくらないように予防の運動、体操等にも力を入れてはどうかと思えます。各公民館や自治会館等、身近な場所で取り組んでみてはどうでしょうか。</p>
<p>まずは家庭内の男女平等と考えるが、家庭の中での男女平等はなかなか進んでいないと感じている。少子化は特に深刻だが、男性の働かせ方を改善しない限りなかなか良くはならない。性の自己決定権は尊重されなければならない。安心、安全な子どもが育つ地域づくりが市の視点で求められていると実感している。</p>
<p>女性の一生を通じてジェンダーに縛られることなく、色々なステージにおいて、自分の体をいとおしみたいせつにつきあっていけることを望む。</p>

<p>基本目標5</p>
<p>ジェンダーからくるDV、セクハラ、あらゆる暴力の市民意識の啓発。気付くことが第一と思うので、地味でもこれまでと同様に伝え続けること。</p>
<p>高齢者への総合的な一括しての相談や事務手続きの窓口があればとても助かる。(福祉、医療、健康、ボランティア、住居、施設入居等)</p>
<p>女性が家族に尽くすのは当たり前、ではどうなるのか。子どもに頼れない、年金は2分の1、一人暮らしは心配、寂しい。一緒に暮らせる仲間づくり、施設がもっとたくさん必要だと思う。</p>
<p>男性相談室も必要と考えます。</p>
<p>川西市における高齢者問題は深刻です。一人暮らし老人も増えてまいりましたし、特に新興住宅地では、30から40歳代で入居した方が60から70歳代となり見回したら若者はなく老人ばかりの現状です。</p>
<p>一人暮らしの老人の公的入居住宅の整備が一番必要なときではないでしょうか。</p>
<p>老人医療が川西はもっと関心を持って充実していただけるよう希望します。他市にまけています。問題は財源でしょうが、ぜひ。</p>
<p>女性が個性や能力を十分に発揮できる。安心して子どもが生み育てられる社会が大切だ。女も男も努力すれば報われる社会であることが大事。しかし、娘3人をみていると、職場にしがみつけばその分若い優秀な人たちの働く場がない。仕事にしても社会にしても常に新陳代謝が必要であり、特に教師の世界などは20・30・40・50歳代各年代にいい面があり、年輩の人も若い人も希望する職種に努力すればつける世の中でありたい。川西市の市会議員の1、2位当選は25歳の新人であった。</p>
<p>街灯があるところは安心して歩けますが、部分的にない幹線道路があります。車で走っていても明暗があると走りにくく思えます。安心して夜、歩けるように。暗い場所に若者などが集まっていると少し怖いと思えます。</p>
<p>まずはDV対応に力点を置くことと良い。</p>
<p>女性に対するあらゆる暴力・セクシュアルハラスメントをなくしていくことが急務。暴力を助長、連想する表現を禁止すること。マスメディア、新聞、雑誌、コミック誌、ビデオなど厳しくチェックし指導する必要がある。DVなどで相談できる場所やシェルターなどを設置して行き届いた施策が求められる。働く条件整備、保育所の増設、乳児保育の充実、母子家庭、父子家庭などへの行政の援助も必要。</p>

<p>ストーカー、DV、セクハラに対しては、警察などの関与もさげられないと思うが警察官へのジェンダー問題への啓発、理解を十分に行う必要がある。</p> <p>プライバシーを十分に守った上での速やかな連携がなされることを望む。</p>
<p>事件解決後のDVストーカー犯からの長期身辺保護 シェルターへの支援</p>

<p>基本目標6</p>
<p>行政と市民が意見交換して施策を実施すること。男女共同参画推進条例の早期検討(必ず市民参加で)。他市と連携、交流することも大切。</p>
<p>ジェンダー問題に関する啓発が一番。あらゆる場で。 文句も意見も市民力の蓄積とあって記録することからはじめては。 コミュニティワーカーには地域の長ではなくジェンダーの視点を持った思考力のある女と男(川西市民)を。勤務の期限があった方がよい。</p>
<p>男女共同参画が当たり前の市民意識の育成に力を注ぎ実施する。リーダーの養成。</p>
<p>男女共同参画センター事業の効果的PRの実施。 県、市で男女共同参画の運営推進員として関わっている委員との意見交換、職員との交流。</p>
<p>公民館にコミュニティワーカー配置 川西市の男女共同参画センターが今年6月9日にオープンしましたが一般的にはほとんど知られておらずもっとPRの必要性を感じます。 広報が一番の情報提供の場ではないでしょうか。広報に挟み込んで情報提供する方法も良いでしょう。</p>
<p>男女混合名簿を川西市ではじめて取り入れたところを市の広報で読む限りメリットばかりで全くデメリットは書かれていない。川西市の教師からみてメリットばかりであるならば、教員の集団である日教組が、そして我々一般市民が声を大にして混合名簿の推進に向かえば実現は簡単ではないか。メリットばかりでデメリットが実際の教育の場でないのであれば反対する人がいるはずない。就職等は不況、リストラで男女とも仕事がない時代なので、まず混合名簿から取り組むのは実現しやすいと思う。</p>
<p>庁内でまず職員にジェンダー教育をしてほしいと思います。</p>
<p>より能力の高い専門職の採用を増し、センターのパワーアップに資するのが必要。</p>
<p>男女も人間らしく働き生きられる社会が求められている。まずは、住んでいる地域で男女が共同で助け合える機会をつくり実現していくこと。人が生まれて死亡するまでのあらゆる分野で男女平等を踏まえた施策が求められる。地域力を付けていくことに目を向けた施策から広げていければと思うが。</p>
<p>男女共同参画推進状況、川西市の現状において市民活動センターとの併設ではなく、市役所内でも独立した課として運営も別々にされることを望む。 市民力 川西市の成熟のためには、市民のエンパワーメントは不可欠。情報開示、物事を任せてもらえる市民として成熟をめざす。</p>
<p>市庁内の男女共同参画のモデルとしての体制整備の促進 人権部、男女共同参画・市民活動推進課の女性職員の専門職への養成。 市庁内においてもリーダーとして推進、啓発に務める。</p>

<p>その他</p>
<p>堺市の啓発冊子(家事育児における父親の役割の大切さを知ってもらうもの。8ページくらいの簡単なもの)のようなものを本市も作成して、企業、行政(特に男性に)男性の集まる機会の多い場で啓発を。中身は、マンガを使ったり、グラフ、統計、自立度チェック等堅苦しくないもので。 市のケーブルテレビ、広報紙等に「お父さん会社で何しているの」「お母さん会社で何しているの」の番組の放送をして職場訪問や取材をし、生活全体(家事等)を語ってもらう。番組の中で20人くらいの子ども達も未来の夢宣言をし、種々の選択肢から職業を選べる体験等も男女平等の進路指導、労働感教育の推進になるのでは。</p>
<p>素晴らしい提言だと思う。特に提言2～3ページの(1)～(5)の提言全体の考え方におこがましいとは思いますが深く賛同した。 条例の制定は賛成。行政と市民と法律の専門家での検討を。 このプランをやさしい表現で啓発できれば、毎月一つの基本目標や基本課題を取り上げて事例をみつけて分かりやすく。続き物にして。予算のことが気になるが手間は何とかかけて。(私にあまり出来ないことを言うのがつらいのですが、また、あわない部分もあるかも知れませんが書かせていただきました。)</p>
<p>このような計画が実施、浸透していったらどんなに素晴らしい川西になるかと思うと希望がもてます。住んでよかったですと思います。川西に住んで良かったと思えるまちづくりに力を入れたい。</p>
<p>男女共同参画社会に向けて素晴らしいプランができることを期待します。それはいかに一つひとつの課題に向かって実践することが問題だと思います。途中経過もしっかり見つめながら提言が責任を持っておのこの活動で生かしていきたいもの。一人では何もできない。学習をしながらお互いを高め認めあい、住み良いまちづくりをしていきましょう。</p>
<p>私たちは海外での公演を多くやっている劇団をしています。海外に行くより自分らしく男や女の枠を越えて活躍している人を多く見かけますし、障害者とかいうことも日本みたいに規制されていません。私たちのテーマもより自分らしく人間らしく生きることがテーマになっていますが、日本という国自体の独特な慣習や決めつけが多い中、ジェンダーフリーを根付かせるのはとても大変だと思います。私たちは表現という分野でより多くの人に訴えたいと思っていますし、まだまだ意識的にジェンダーフリーが行き渡って行くにはこれからの政府や環境改善が重要だと思っています。文化的な活動の場が少ないような気がします。</p>
<p>懇話会の名称変更希望。(例)男女共同参画問題懇話会</p>
<p>小中高校など少子化で空いた教室の利用。宅老所、一時保育所などに。</p>

<p>色々勉強させていただき本当にありがとうございます。確かに必要性は感じるし、もっともっと浸透させていくべきだと思いますが、周辺の友達にこの話をすると「あなたなぜこんなことをしているの」というのが現状です。特異な目で見られる？でも出発はそこからです。そういう人達が「あーそうだったの。私もやろう」という思いをおこすよう、一人一人が地道に心がけることによって川西市内での意識向上へもつながっていくものと思います。かけ声だけで終わらずことなく、一人一人からの開拓、和紙にインクが染みていくようにじわじわと市民の意識改革を進めていくべきだと思います。</p> <p>これからも私自身勉強不足ですが、少しずつかじりながら何か貢献できたらと努める所存です。言われれば動く消極的な女性から、まず自分が脱却せねばいけませんね。</p>
<p>公的などころへいって、夫の名前を書く、まず女性自身そういうことをやめることから始めるべきだ。お葬式等の時は夫の代理で出て自分の名前を書いている。</p> <p>求人広告に、男性を多く、女性を少なく、若い人がほしい、中年はいらない、と書くと男女差別になるから書かないが、実際は差別がある。書かないだけならばむしろ書いてくれた方が、交通費や時間の無駄がなくて済むという現実がある。</p> <p>プランが仏作って魂入れずにならないよう、全ての人(男女)に理解可能なように希望する。</p> <p>外国語は注として内容説明した方がよい。</p> <p>PLAN DO CHECK 具体的に実行できる策定を。</p> <p>意識改革第一。大小関係なくできることから個人が。</p>
<p>市民と行政のパートナーシップといわれています。でも、行政の方は市民の力がまだまだ育っていないと認識されています。講座等で啓発していてそれはよいのですが、次へのステップアップがないように思います。毎年同じレベルの講座では出席者が増えないと思います。</p>
<p>平成13年の市民意識調査からも読みとれると思うが、今、条例検討委員会の速やかな設置、プラン策定よりももっと基本的でベースになるべき市民力のアップ、すなわち意識調査で低い数値の部分の向上のために意を用い、もっと広い視野から一人ひとりの人間としての尊厳、他への思いやり、協力しあえる地域社会“創出”への思い、既存市民組織の見直しあるいはエンパワーメントに力点を置くことが必要。</p> <p>懇話会の提言については、個々の課題、施策の方向は基本的に正当であり、あえて意見を申しあげるまでもないと思う。問題は、提言がいかされてその意図が正しく実現される仕組みが本当に作られ、十分に成果を上げられるかどうかということであろう。提言には、それを生み出すための関係者の努力、時間など膨大な作業エネルギーが投入されているはずである。それを高く評価して、誠心誠意実現に向けて努力するという行政責任者の姿勢の如何が問われる。</p> <p>今回の提言は、その全てが人権の尊重という一つの基本的理念に基づいてなされているという重要な意味を持つ。一時しのぎの提言とは思われない。そうであれば、真の人権尊重社会をつくるという決意と実行力が問われていると、行政責任者や当事者が認識するかどうか。</p> <p>もし本気でその実現に向けて行動しようとするなら、広範囲にわたるこの提言への具体的な対処方法を考えなくてはならないであろう。そのためには、ポイントとなる重要課題を選定して、その課題の徹底実践による成果達成という方法が必要ではないか。一点集中で取り組み成果を上げれば、全ての関連局面が好転するという戦略的発想に立つことである。ポイント課題は仮に一つであっても良いし、むしろ一つに絞った方が戦略としても現実的であろう。</p> <p>私は、提言された数多の施策課題のうち、最も明白で切迫して人権の危機に直面している緊急課題はDVであると思う。DV問題で危険にさらされている現実の市民個人を個々に徹底的に救う行動の焦点を絞って、全市の機能をあげてその救済とDV自体の発生防止に向けての仕組みを作り、対策を具体的に実行するというだけでも(これだけでもなかなか大変ではあるが)どれだけ市民の基本的な人権が保全されるか…。</p> <p>もし、本気で男女共同参画社会実現に取り組む決意であるなら、総花的、形式的な対応ではなく、具体的な実践効果をあげることだ。具体的結果が鮮明に出てはじめて、それを見聞する市民の意識を変え、行動を変え、それが課題全体の底上げを可能にすることになる。</p> <p>「DVなら川西を見習え」という評価が確立できたらどんなにすばらしいことかと思う。</p>
<p>全体的によくまとまった提言ですが、これで着実に川西市民が男女共同参画社会への意識改革に向かうかといえば疑問です。不況下の男性の働かされ方をみていると残業が日常的に行われ、子育てに関わる時間は保障されていないように思います。(私の長男の例から)</p> <p>年輩者の意識改革は特に重要ですが大変難しい課題ではないかと思えます。</p> <p>川西市の就労人口、特に女性が10%も全国平均より低いことは単に性別役割分業の意識だけではなく、川西市に働く場所がないことにも原因があるのではないのでしょうか。</p>
<p>女性が無権利の状態におかれた歴史の経過の中で女性は参政権が久しくなく無能力者として女だから等割合と多くの人の中に刷り込み植え付けられてきた。男性は一家の長として養わなければならないなど刷り込み的な意識が根底にある。教育、啓発活動の中で男女の意識を改革していくことが急がれる。</p> <p>人が人として尊ばれ大切にされる社会を何より望む。憲法でうたわれている男女平等とは程遠い現実がまだまだある。行政の施策を整えると共にそれぞれの思いを行動につなげエンパワーメントしていくことが大切。</p> <p>男性も女性もともに対等な社会の一員としての人権意識を基盤に、特に女性の意識変革が必要。女性が家事と育児から解放される、少なくとも縛られないで生きられる社会の実現に向けて施策が講じられるべきだと思う。そのためには、女性自身の自覚を促すことも含めての教育(学校、生涯教育)女性を性差別から解放するための社会制度の改革、充実が必要だと考える。</p> <p>川西市の性別役割分担についての保守的傾向は、阪神間のベッドタウンでサラリーマン家庭が多いことに起因していると思われる。地元で適当な就職先が少ないこともあって、女性の就労が容易でなかった。しかし、これからは高齢化の進む地元で地域に住む女性や定年後の男性の労働力が必要とされている。</p> <p>市が、川西市の地域性をいかして啓発、参画のための施策を市民参加で推進されることを希望しています。</p>
<p>多くの方々の賛同を得て川西の実状にそった地域密着の男女平等参画条例づくりを望む。</p>

川西市女性問題懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における女性問題について、広く意見を聴取し、今後の女性問題に関する総合的な施策の推進に資するため、川西市女性問題懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、川西市の女性施策のあり方について検討を行い、市長に対し、提言、又は助言を行う。

(構 成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱した委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 懇話会は、委員の互選により、会長、副会長を定める。

(運 営)

第4条 会長は、会務を総理するとともに、会議を招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができ、また部会及び小委員会を設けることができる。

(庶 務)

第5条 懇話会の庶務は、生活・人権部市民生活室男女共同参画・市民活動推進課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年10月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

川西市女性問題懇話会委員名簿

役職名	氏 名	職業・役職	備 考
	秋 田 修 一	(社)川西青年会議所理事長	
	天 野 尚 美	男女共同参画センターだより編集委員	市民公募
	井 上 千 子	社団女性職能集団WAR P理事長	
	上 杉 孝 實	龍 谷 大 学 教 授	
	角 谷 悠 子	市 議 会 議 員	議会推薦 (平成14年10月27日まで)
会 長	小 松 満 貴 子	大 学 教 員	
	小 山 則	川西女性フォーラムOG会	市民公募
副会長	濱 田 学 昭	和歌山大学教授	
	三 井 ハルコ	塾講師 タスケットKAWANISHI代表	市民公募
	向 井 陽 子	市 議 会 議 員	議会推薦 (平成14年11月7日から)
	吉 田 進	市 議 会 議 員	議会推薦
副会長	和 田 聡 子	大阪学院大学経済学部専任講師	

五十音順 敬称略

男女共同参画キーワード

用語解説

男女共同参画キーワード 用語解説

- 1 ILO100号条約
- 2 ILO111号条約
- 3 ILO156号条約
- 4 ILO175号条約
- 5 ILO177号条約
- 6 ILO181号条約
- 7 アンペイドワーク
- 8 HIV/エイズ(AIDS)
- 9 NGO 非政府組織
- 10 NPO 民間非営利組織
- 11 エンパワーメント
- 12 介護保険制度
- 13 開発と女性 WID
- 14 隠れたカリキュラム
- 15 家族経営協定
- 16 間接差別
- 17 コミュニティ・ワーカー
- 18 ジェンダー
- 19 女性差別撤廃条約
- 20 女性2000年会議
- 21 ストーカー行為
- 22 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
- 23 セクシュアル・ハラスメント
- 24 積極的格差是正政策(ポジティブ・アクション)
- 25 SOHO
- 26 第4回世界女性会議(北京会議)
- 27 男女共同参画社会基本法
- 28 男女共同参画推進のための条例
- 29 男女雇用機会均等法
- 30 ドメスティック・バイオレンス(DV)
- 31 配偶者からの暴力防止・被害者保護法(DV防止法)
- 32 非典型的就業
- 33 法的識字能力(リーガル・リテラシー)
- 34 メディア・リテラシー
- 35 ワークシェアリング

1 ILO100号条約

「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」

ILOは国連の専門機関である国際労働機関の略称です。ILO総会で条約として採択された労働に関する国際規範をILO条約といいます。

第100号条約は、昭和26(1951)年に採択されました。日本は昭和42(1967)年に批准しました。男女同一賃金のための最も重要な課題は、同一価値労働同一賃金原則の実現です。そのため国連やILOは客観的で性に中立な職務評価制度を求めています。

2 ILO111号条約「差別待遇（雇用及び職業）条約」

人種、肌の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求めるものです。日本は、まだ批准していません。

3 ILO156号条約

「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」

昭和56(1981)年にILO総会で採択され、日本は平成7(1995)年6月に批准しました。条約は、「家族的責任を有する労働者」を、被扶養者である子や、保護または援助が明らかに必要な、他の近親の家族に対する責任を有する男女労働者と定義しています。働く男女の機会及び待遇における均等の確保という観点から、家族的責任を持つ男女労働者が職業生活と家族的責任との両立を図るために必要な措置を講じようとするものです。ここでいう「家族的責任」とは、被扶養者である子に対する責任、及び介護または援助が必要な他の近親の家族に対する責任のことを意味し、もっぱら育児及び介護がこれにあたりと考えられます。一方「家庭責任」は、これよりやや広く、家庭を維持していくうえで求められる責務のことをいい、育児や介護のほか家事なども含まれると考えられます。

4 ILO175号条約「パートタイム労働に関する条約」

ILOで平成6(1994)年に採択されましたが、日本政府は、パートタイム労働法がこの条約の内容を満たしていないので棄権しました。条約では、比較可能なフルタイム労働者との権利保障や、同等の条件保障のほか転換権の保障（フルタイム労働からパートタイム労働へ、又はその逆の転換が自発的になされることを保障するための措置をとること）などを規定しています。

5 ILO177号条約「在宅形態の労働に関する条約」

ILOで平成8(1996)年6月に採択されました。日本は批准していません。条約は、在宅形態の労働者その他の賃金労働者との間の待遇の均等をできる限り促進することを定めています。待遇の均等は、具体的には報酬や法令上の社会保障による保護、訓練を受ける機会、母性保護などについて促進することとしています。

6 ILO181号条約「民間職業仲介事業所条約」

ILO総会は、昭和24(1949)年に採択され、昭和31(1956)年に日本も批准していた「有料職業紹介所改正条約」を改正して新たに平成9(1997)年に「民間職業仲介事業所条約」を採択しました。日本は平成11(1999)年に批准しました。この条約は、民間職業紹介所の「濫用の可能性から労働者を保護する必要性」を確認しており、職業紹介における労働者の権利の確保を大きな柱としています。

7 アンペイドワーク(unpaid work)

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

8 HIV/エイズ(AIDS)

ヒト免疫不全ウイルス、エイズ(後天性免疫不全症候群)。免疫低下を起こすウイルスとその感染による免疫不全症候群。HIV感染者とは、HIVと呼ばれるエイズウイルスに感染している者を指します。一方、エイズ患者とは、免疫の機能が低下したHIV感染者が、カリニ肺炎等指定された日和見感染症のどれかにかかった者を指します。

9 NGO 非政府組織(Non Governmental Organization)

NGOについて国際的に統一した定義はありませんが、一般的には非政府組織あるいは民間非営利団体のことをいいます。その活動範囲は幅広く、多くの場合、例えば、平和、環境保護、開発支援、人権問題、女性問題等国際的に課題となっている分野で活動するものを指して呼ばれます。国連には、NGOが経済社会理事会の協議過程に参加できるNGO協議資格制度があります。この制度に基づき婦人の地位委員会等にオブザーバーとして出席し、意見を述べる資格を有するNGOのことを「国連NGO」と呼ぶ場合があります。

10 NPO 民間非営利組織(Non Profit Organization)

営利を目的とする団体に対して営利を目的としない民間団体の総称として使われます。また、特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10(1998)年3月に成立しました(同年12月施行)。この法律はボランティア団体や市民団体などの任意団体に法人格を与え、その活動を側面から支援することを目的としています。

1.1 エンパワーメント(empowerment)

「力をつけること」を意味するこの言葉が一般に言われたのは、平成7(1995)年の第4回世界女性会議(北京)の頃からです。国連女性開発基金代表ノイリーン・ヘイザーさんは「自分自身の価値を認める意識 選択を決める権利 家庭の内外での自分自身の生活をコントロールする能力 社会変革の方向に影響を与え、国内、国際的に公正な社会経済秩序を創造する力」と定義しています。

1.2 介護保険制度

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12(2000)年度にスタートしました。被保険者は40歳以上の人で、これらの人が要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態になった場合(40~64歳の方は老化に起因する疾病が原因の場合)、在宅・施設の両面にわたって必要な介護サービスが提供されます。

1.3 開発と女性 WID (Women in Development)

開発・援助における女性の役割・地位の重要性を認識し、配慮していこうという基本的な考え方をいいます。この考え方は1960年代から70年代にかけて認識されるようになりました。世界人口の約半数は女性であり、女性が開発の重要な担い手として開発へ積極的に参加する機会を得るようにすることは、援助の効果的・効率的実施にとって欠かすことのできない重要な視点であり、結果として女性の地位の向上につながっていくという面があります。また、最近では、女性だけに視点を当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えながら持続可能な開発を進めるといふ、いわゆるGAD(Gender and Development)の視点に立って国際協力を実施することが必要であるとされています。

1.4 隠れたカリキュラム

正規の「カリキュラム」に対して、教師の言動などに潜む潜在的なカリキュラムのことをいいます。男女別の並び順、男女で色を違えるなど慣習で男女を区別することや「さすが女の子、よく気がつくね」「男の子のくせに泣かないの」など女らしさ、男らしさを求める指導などがあります。

1 5 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ
て農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるも
のです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営に
おけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

1 6 間接差別

雇用の場における男性のみ募集や男女で異なる賃金体系といった直接的な性差別に対し
て、「性」に中立な基準や条件でも一方の性の多数が不利益を被ることを間接差別といいま
す。男女共同参画基本計画では、間接差別について「実質的に男女均等な雇用管理を確保す
る方策等についての幅広い検討」を行うこととしています。

1 7 コミュニティ・ワーカー

地域のニーズをふまえて、その発展のために各種の組織・施設・機関の連携を図り、地域
資源を活用し、福祉活動・青少年育成・環境整備などに取り組む住民組織の支援にあたる専
門職員のことをいいます。地域に入って必要な情報を提供したり、組織をつないだり、相談
に応ずるなどの活動を行います。

1 8 ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。生物学的な性別である
セックスとは区別して使われます。ジェンダーは、成長の過程で後天的に身につけていくも
のです。「女らしさ」「男らしさ」といわれる性役割がその典型です。ところが、性役割に
は期待される役割が男女で違いがあるだけでなく、「決定するのは男性」「従うのは女性」
というように男性優位の考え方が反映しています。ジェンダーは社会的に作られたもので
すから、変えていくことは可能です。旧来のジェンダー観にとらわれず、多様な生き方ので
きる社会づくりをめざす動きが活発になっています。

1 9 女性差別撤廃条約「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

昭和54(1979)年の国連総会で採択されました。政治、経済、社会、文化をはじめ、あ
らゆる分野における性差別の撤廃と、性差別の背後にある性別役割分業の見直しが強く打ち出
されています。日本政府は、昭和59(1984)年の国籍法改正、昭和60(1985)年の男女雇用機
会均等法の制定など、国内法等を一定の整備のうえ、昭和60(1985)年に批准しています。

20 女性2000年会議

女性2000年会議は、平成12年(2000)年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催されました。会議には、約180か国から政府代表団及び参加資格を有する約1,000団体のNGOが参加しました。この会議では、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる成果文書)として取りまとめられました。

21 ストーカー行為

平成12(2000)年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

22 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは疾病や病弱でないことだけではなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツはそれらすべてを人々の基本的人権として位置づける理念です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

23 セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体の不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

2 4 積極的格差是正政策（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アフーマティブ・アクションと呼ばれることもあります。また、改正男女雇用機会均等法においては、個々の企業が男女労働者間に生じている格差の解消をめざして取り組むポジティブ・アクションに対する国の援助が規定されており、企業の積極的な取り組みを推奨しています。

2 5 S O H O (Small office home office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化の中で、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。特に、育児期等にある人が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態として、S O H Oの普及促進が期待されています。

2 6 第4回世界女性会議（北京会議）

平成7(1995)年に、昭和60(1985)年の「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議で採択された「ナイロビ将来戦略」の評価と見直しを行い、21世紀に向けての指針となる行動綱領を採択するために開催されました。

行動綱領における戦略目標(重大問題領域)は、A.女性と貧困、B.女性の教育と訓練、C.女性と健康、D.女性に対する暴力、E.女性と武力紛争、F.女性と経済、G.権力及び意思決定における女性、H.女性の地位向上のための制度的な仕組み、I.女性の人権、J.女性とメディア、K.女性と環境、L.少女の12領域です。

2 7 男女共同参画社会基本法

平成11(1999)年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。

2 8 男女共同参画推進のための条例

男女共同参画社会基本法の制定を受けて、地方公共団体でも男女共同参画社会の実現に向けて施策の基本となる条例を制定しています。このような条例の名称は、「男女共同参画推進条例」「男女共同参画基本条例」「男女平等参画推進条例」等、地方公共団体によって様々です。また、内容についても、苦情処理のための機関の設置、県の附属機関の委員構成を男女均衡にするよう努めることを盛り込むなど、地域ごとの特色や工夫がみられます。

2 9 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。改正男女雇用機会均等法が平成9(1997)年6月に成立、平成11(1999)年4月に施行され（一部、平成9(1997)年10月、平成10(1998)年4月施行）、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

3 0 ドメスティック・バイオレンス(DV)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれています。

3 1 配偶者からの暴力防止・被害者保護法(DV防止法)

平成13(2001)年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました（同年10月13日施行）。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

3 2 非典型的就業

一般に正規雇用は、使用者による直接雇用、常用雇用、フルタイムの3条件をすべて満たしている雇用形態をいいます。これ以外の雇用形態を非正規雇用、非典型的雇用などと呼んでいます。近年、パート、アルバイト、派遣労働、期限付きの契約労働などのほか、情報通信技術の進歩に伴い、在宅ワーク、テレワーク、SOHOなど多様な働き方が増えています。

3.3 法的識字能力（リーガル・リテラシー）

リテラシーとは「識字」を意味します。識字とは基本的な読み書きができることで、人間が自立し、人権を確保して生活するためには識字能力が基本となります。法的識字能力とは法律に盛り込まれた権利を使うためには、どうすればよいかを理解する能力のことです。離婚や遺産相続などは民法、不当解雇ということであれば労働法の知識の有無が大きい意味を持ちます。昭和50(1975)年の国際婦人年以降、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法、DV防止法など男女平等を実現するための法律が次々に生まれています。法的な権利を知り、使いこなす力を持つことも、女性のエンパワーメントにつながるのです。

3.4 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、一人ひとりのメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

3.5 ワークシェアリング

仕事の分かちあいによって労働時間を短縮し、雇用機会の維持・拡大を図ろうとするものです。ドイツ、オランダなどに先例を求めることができます。オランダ型のワークシェアリングは、解雇を避けるための緊急避難型と違い、パート労働とフルタイム労働の均等待遇、労働時間差別禁止が前提となっており、その結果、パートタイム雇用が促進され、仕事の機会を分かち合うことにつながっています。ワークシェアリングの重要な視点は、人々の働き方や暮らし方を見直し、社会のあり方を変えていこうとする点です。導入には、年齢や性別にかかわらず、すべての人が能力を発揮し、それぞれのライフスタイルやライフステージにあわせた働き方ができる社会を創り出す、中・長期的視点が不可欠です。

参考資料

- 『男女共同参画白書』内閣府
- 『市町村男女共同参画計画策定の手引』内閣府男女共同参画局
- 『兵庫県男女共同参画計画』兵庫県
- 『女性問題キーワード』（財）横浜市女性協会

川西市男女共同参画プラン

男女の自立と平等による共同参画をめざして

発行日 平成15(2003)年3月

発行 川西市生活・人権部市民生活室
男女共同参画・市民活動推進課
〒666-8501
兵庫県川西市中央町12番1号
電話番号 072-740-1111(代表)